

令和2年第4回(9月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

令和2年9月8日(火曜日)

議事日程 第1号

令和2年9月8日(火曜日) 午前9時開議

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議長諸報告 |
| 日程第 4 | 請願・陳情文書表 |
| 日程第 5 | 発議第 2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書の提出について |
| 日程第 6 | 報告第 7号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について |
| 日程第 7 | 報告第 8号 株式会社水の故郷の経営状況の報告について
報告第 9号 株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況の報告について
報告第10号 株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告について |
| 日程第 8 | 承認第 5号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について
承認第 6号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について |
| 日程第 9 | 承認第 7号 みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告に
ついて |
| 日程第10 | 承認第 8号 令和2年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)の専決処分報告に
ついて |
| 日程第11 | 議案第65号 令和2年度消防小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について
議案第66号 令和2年度みなかみ町消防団雨衣購入契約の締結について |
| 日程第12 | 議案第67号 令和2年度みなかみ町立月夜野中学校図書室新築工事請負契約の締結
について
議案第68号 令和2年度月夜野学校給食センターステンレス製IH回転釜購入契約
の締結について |
| 日程第13 | 議案第69号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について
議案第70号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第71号 みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第72号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につ
いて |
| 日程第16 | 議案第73号 みなかみ町放課後児童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改
正する条例について |
| 日程第17 | 議案第74号 みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例及びみなかみ町立認定こ |

ども園条例の一部を改正する条例について

- 日程第18 議案第75号 沼田市道路線の認定の承諾について
- 日程第19 認定第1号 令和元年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和元年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和元年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和元年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和元年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和元年度みなかみ町水道事業特別会計決算認定について
- 日程第20 議案第76号 令和2年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）について
議案第77号 令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 一般質問
- ◇ 石坂 武 君 . . . 1. 両支所等今後の組織の考え方は
2. 都市計画区域見直しへの取組は
3. 職員の勤務状況は適切か
 - ◇ 阿部 清 君 . . . 1. 危機管理道路建設の促進
 - ◇ 窪田金嘉 君 . . . 1. 観光振興を考える
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17人）

1番	牧田直己君	2番	茂木法志君
3番	鈴木美香君	4番	阿部清君
5番	高橋視朗君	6番	窪田金嘉君
7番	本多公保君	8番	高橋久美子君
9番	森健治君	10番	鈴木初夫君
11番	石坂武君	13番	中島信義君
14番	阿部賢一君	15番	高橋市郎君
16番	山田庄一君	17番	久保秀雄君
18番	小野章一君		

欠席議員 なし

会議録署名議員

2番	茂木法志君	13番	中島信義君
----	-------	-----	-------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	桑原孝治	書記	泉雪江
書記	田村勝		

説明のため出席した者

町長	鬼頭春二君	副町長	宮崎育雄君
教育長	田村義和君	会計課長	原澤右文君
総務課長	杉木隆司君	総合戦略課長	林市治君
税務課長	中島修一君	町民福祉課長	松井田順一君
子育て健康課長	上村真弓君	生活水道課長	金子喜一郎君
農林課長	原澤真治郎君	観光商工課長	高野明夫君
地域整備課長	林昇君	学校教育課長	高橋康之君
生涯学習課長	河合博市君	水上支所長	木村伸介君
新治支所長	原澤達也君	代表監査委員	澁谷正誼君

開 会

午前9時 開会

議 長（小野章一君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、発言時を含め、常時マスクの着用をお願いしたいと思います。ただし、アクリル板設置場所に限りマスクを外して発言を認めます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより令和2年第4回9月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

議 長（小野章一君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

9月定例会を招集したところ、議員各位におかれましては全員ご参集賜り、厚く感謝を申し上げます。

また、今定例会には令和元年度決算認定が審議されることから、澁谷代表監査委員にもご出席をいただいております。大変ありがとうございます。

9月に入りまして、朝晩は過ごしやすい季節になり、稲穂も黄金色に輝き、リンゴは色づき始め、秋のみなかみらしい田園風景が見られる時期となってまいりました。

さて、町ではコロナウイルス対策として町民向け支援、事業者向け支援、町内の経済対策などを議員各位のご理解をいただきながら進めてまいりました。しかし、感染者数の増加はなかなか収まりません。6、7月の旅館、ホテルの入込客数は前年の7割程度、また8月に入りまして5割程度と聞いております。改めて、感染防止と経済活動を両立することの難しさを感じております。町民の皆様には、引き続き外出の注意、感染者の多い都府県への移動の自粛、感染防止対策の徹底、接触確認アプリの活用など感染しない、感染させない取組をお願いしたいと思います。

これから台風のシーズンを迎えます。既に大型の台風が日本に来ております。みなかみ町にも影響するような豪雨、台風などが心配をされます。日頃から避難所、避難経路の確認、また用水路の見回りなどに気を留めていただき、災害に備えていただきたいと思います。

さて、今議会に提案いたします案件は、報告が4件、承認4件、条例6件、その他5件、

認定6件、補正予算2件であります。後ほど説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

開 議

議 長（小野章一君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により議事を進めます。

なお、上着については、今日も暑さが予想されますので、ご自由に脱着をお願いしたいと思います。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（小野章一君） 議事日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

2番 茂 木 法 志 君

13番 中 島 信 義 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（小野章一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日9月8日より、9月18日までの11日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日9月8日より9月18日までの11日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議 長（小野章一君） 日程第3、議長諸報告を行います。

これより議会閉会中の主な事項について報告いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、多くの行事が中止や延期となりました。

6月17日には、令和2年度第1回小口資金融資審査委員会が開催され、小口資金融資審査が行われました。

6月19日には、副知事が来町され、観光振興について意見交換が行われました。

7月12日には、原水爆禁止2020国民平和行進群馬県実行委員会より行進等の運動への理解と協力についての要請を受けました。

7月13日には、午後2時から7月定例利根郡議長会が開催され、利根郡町村議会議員、議会事務局長研修会等について協議が行われました。午後3時から、利根沼田広域市町村圏振興整備組合議員協議会が開催されました。

7月17日には、群馬県町村議会議長会理事会が開催され、令和元年度一般会計歳入歳出決算等について協議されました。

7月22日には、午後2時30分から令和2年第2回利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会定例会が開催され、契約の締結、条例の一部改正及び一般会計補正予算等について審議されました。午後3時30分から、令和2年第2回利根沼田学校組合議会議員協議会が開催され、令和元年度一般会計決算の認定、規約の一部改正及び一般会計補正予算等について協議されました。

7月28日には、2020年非核平和行進群馬県実行委員会より、核も戦争もない平和な21世紀を築くための要請を受けました。

7月29日には、みなかみ町民生委員児童委員協議会総会に出席いたしました。

8月4日には、群馬県町村議会議長会臨時総会が開催され、令和元年度一般会計歳入歳出決算認定等について審議されました。

8月24日には、午後2時45分から利根地方総合開発協会理事代表幹事合同会議が開催され、県への要望について協議されました。午後3時30分から、8月定例利根郡議長会が開催されました。午後4時から、令和2年第2回利根沼田学校組合議会定例会が開催され、令和元年度一般会計決算認定、規約の一部改正及び一般会計補正予算等について審議されました。

8月30日には、みなかみ町町民ターゲットバードゴルフ大会の開会式に出席いたしました。

その他の日程は、議会事務局で閲覧されますようお願いいたします。

以上をもちまして議長諸報告といたします。

日程第4 請願・陳情文書表

議長（小野章一君） 日程第4、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

[巻末 参考資料]

議長（小野章一君） 以上、文書表のとおり、所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いいたします。

日程第5 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

議長（小野章一君） 日程第5、発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。
森健治君より提案理由の説明を求めます。
森君。

（9番 森 健治君登壇）

9番（森 健治君） それでは、発議第2号についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、地方税、地方交付税の大幅な減少等により今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。地方税の減収分につきましては、地方交付税より一定額が補填される制度となっておりますが、この仕組みが十分に機能されていくのか懸念されるところであります。

このような状況において、地方の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保等を強く国に求めていくことが不可欠です。

このため、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、地方税財源の確保を求める意見書の提出を行うものであります。議員各位のご賛同を承りますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

議長（小野章一君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。

発議第2号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて発議第2号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、所管の委員会、常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第6 報告第7号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

議長（小野章一君） 日程第6、報告第7号、令和元年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率についてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、監査委員の意見書をつけて報告するものであります。

健全化判断比率は、実質赤字比率から将来負担比率までの4つの指標からなっております。いずれかが早期健全化基準以上の場合には財政健全化計画を定めなければなりません。

令和元年度決算に基づく町の健全化判断比率につきましては、いずれも基準を下回る数値となっております。

4つの指標について順次説明いたします。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字ではないため数値が計上されません。

実質公債費比率につきましては、11.9%で早期健全化基準の25%を下回っております。

将来負担比率につきましては、負数のため数値が計上されません。

次に、公営企業会計に係る資金不足比率について報告いたします。

資金不足比率は、公営企業における資金不足額の事業規模に対する割合で、経営健全化基準は20%となっており、経営健全化基準以上の場合は経営健全化計画を定めることとなります。

令和元年度決算に基づく町の資金不足比率は、水道事業会計及び下水道事業特別会計のいずれも資金不足ではないため、数値が計上されません。

以上で健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

議長（小野章一君） 以上で報告第7号、令和元年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率についての報告を終わります。

日程第7 報告第8号 株式会社水の故郷の経営状況の報告について

報告第9号 株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況の報告について

報告第10号 株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告について

議長（小野章一君） 日程第7、報告第8号、株式会社水の故郷の経営状況の報告についてから報告第10号、株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 報告第8号から第10号まで一括して報告申し上げます。

町が2分の1以上出資している法人である株式会社水の故郷、株式会社猿ヶ京温泉夢未来及び株式会社月夜野振興公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

株式会社水の故郷の令和元年度の経営状況につきましては、当期純利益が196万784円で、平成30年度に比べ220万1,810円の減額となりました。

次に、株式会社猿ヶ京温泉夢未来の令和元年度の経営状況につきましては、当期純利益が210万9,535円となり、平成30年度に比べ732万4,613円の増額となりました。

次に、株式会社月夜野振興公社の令和元年度の経営状況につきましては、当期純利益322万3,421円となり、平成30年度に比べ379万2,779円の増額となりました。

以上で経営状況の報告とさせていただきます。

議長（小野章一君） 以上で報告第8号、株式会社水の故郷の経営状況の報告についてから報告第10号、株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告についてまで、以上3件の報告を終わります。

日程第8 承認第5号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

承認第6号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議長（小野章一君） 日程第8、承認第5号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてから承認第6号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 承認第5号、第6号についてご説明申し上げます。

まず、承認第5号ですが、本損害賠償事案は町有財産の管理瑕疵による損害賠償でございます。

内容につきましては、令和2年4月14日頃に、相俣地区の町有地に築造されているブロック積み擁壁の段差解消と天端部分を保護するために設けられていた構成構造物が老朽化による損壊により落下し、相手方所有地に設置されたフェンスを破損したもので、損害

賠償の額は34万1,000円であります。

地方自治法相第179条第1項の規定により、令和2年7月15日に専決処分を行ったところであります。

次に、承認第6号ですが、本損害賠償事案は町道の管理瑕疵による損害賠償でございます。

令和2年6月18日、午前11時30分頃、町道石倉53号線を走行中、当該車両の前輪が道路側溝を通過後グレージングが跳ね上がり、燃料タンクやバンパーを破損させたもので、損害賠償の額は23万6,786円であります。

地方自治法相第179条第1項の規定により、令和2年6月30日に専決処分を行ったところでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） これより承認第5号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

阿部君。

4番（阿部 清君） 5号について伺います。

この件の概要ということで要点を短く簡潔にまとめた表現だと思いますが、今の説明を聞いても事故の状況がよく分かりません。ブロック積みの擁壁、これは塀や囲いのようなものだと理解しますが、その後に壁面部分の段差を解消しとあります。壁面とは壁のことですが、壁の段差、また天端部分を保護するための構成構造物とはどのようなものなのか、もう少し丁寧な説明をお願いします。

もう一点、損害賠償額ですが、34万1,000円と高額ですが、破損した部分だけの修理なのか、そのフェンス全て交換したのか、その辺の説明をお願いします。

議長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 杉木隆司君登壇）

総務課長（杉木隆司君） 阿部議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、ブロック塀の天端に設置された構成構造物ということですが、土地の形状上、ブロックの高さ、天端の高さは同じでございます。ただ、土地の構造上、段差といいますか、のり面がずっと一直線にできないものですから、あるところで段差を解消するというんですか、のり面をちょっと変えたところがございます。当然、三角の部分ができますのでその部分に、昔どういう理由があったか分からないんですけども、鉄製のものが上に上がっていました。その鉄製のものを使って多分その上を歩いたりして使っていたのかなということが推測されるんですけども、その天端の保護と、そういったある程度利用を可能にしたものの構造物が上がっていたというものでございます。ちょっと分かりにくいかもしれませんが、天端は同じで、ブロックの段差があるところをこういうふうに三角に上げていたものということなんですけれども、それが腐食して落ちてしまったというものでございます。

それと、損害賠償の額でございますけれども、34万1,000円。これにつきましては、相手方のフェンスということで、5メートルぐらいの構造物が下に落ちてしまったと

いうことで、落ちた箇所だけではなくて、ある程度影響を及ぼしてしまったということで、影響を及ぼしたところも含めて全部損害賠償させていただいた金額でございます。落ちて、それに引っ張られて倒れてしまったというようなところも含めた損害賠償の金額でございます。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第5号の質疑を終結いたします。

次に、承認第6号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第6号の質疑を終結いたします。

議長（小野章一君） これより承認第5号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第5号の討論を終結いたします。

承認第5号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

議長（小野章一君） これより承認第6号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第6号の討論を終結いたします。

承認第6号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

日程第9 承認第7号 みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（小野章一君） 日程第9、承認第7号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 承認第7号につきましてご説明申し上げます。

給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり、感染が疑われ、療養のため労務に服することができなくなった場合、傷病手当金を支給するものであります。

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間について、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を労務日数で除した額の3分の2の額を傷病手当金として1日当たり支給するものであります。

対象期間は、令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間、入院が継続する場合については最長1年6か月間とするものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年7月10日に専決処分を行いました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） これより承認第7号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） これについては、厚生労働省により3月10日付にて文書、事務連絡が入っていると思うんですけども、これを受けて対応したということでしょうか。

議長（小野章一君） 町民福祉課長。

（町民福祉課長 松井田順一君登壇）

町民福祉課長（松井田順一君） お答えします。

その当時の通知を元に制定したものでございます。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

久保君。

17番（久保秀雄君） 大変勉強不足でちょっと申し訳ないんですけども、今の町長の説明の中で、1月1日から9月いっぱい、こういう説明であったかと思えます。今のこの現状を見ると、コロナが再発という表現はおかしいんだと思いますが、盛り返してきてまた最近……

議長（小野章一君） 久保議員に申し上げます。発言時は、申し訳ない、上着を。

17番（久保秀雄君） 最近少し下火にはなってきたかなと思えますけれども、まだまだこれから冬に向けてコロナが蔓延をしてくると。それと、インフルエンザが蔓延をしてくると。こう

いう状況にあらうかと思えますけれども、国含めて、何か動きがあるかどうか含めて教えていただきたいと思えます。

議長（小野章一君） 町民福祉課長。

（町民福祉課長 松井田順一君登壇）

町民福祉課長（松井田順一君） お答えします。

期間につきましては、国のほうの通知によりまして、8月22日付の文書で10月1日から12月31日までの間、延長するというものが来ておりまして、そちらのほうは規則にて期間のほうの延長はさせていただくことになっております。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第7号の質疑を終結いたします。

これより承認第7号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第7号の討論を終結いたします。

承認第7号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

日程第10 承認第8号 令和2年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告について

議長（小野章一君） 日程第10、承認第8号、令和2年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 承認第8号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、月夜野給食センターの厨房機器であるステンレス製IH回転釜の故障による緊急入替えを行うため、4台分の備品購入費を計上したものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,400万円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ167億6,992万5,000円としました。

歳出予算の内訳は、10款教育費、7項学校給食費2,400万円の増額は、月夜野給食センター管理運営事業です。

財源となる歳入予算につきましては、基金繰入金2,400万円の増額は、財政調整基金繰入金となっております。

8月6日に専決処分させていただきました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） これより承認第8号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第8号の質疑を終結いたします。

これより承認第8号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて承認第8号の討論を終結いたします。

承認第8号、令和2年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号、令和2年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

日程第11 議案第65号 令和2年度消防小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について

議案第66号 令和2年度みなかみ町消防団雨衣購入契約の締結について

議長（小野章一君） 日程第11、議案第65号、令和2年度消防小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についてから議案第66号、令和2年度みなかみ町消防団雨衣購入契約の締結についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第65号から66号について、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第65号でございますが、本件は消防小型動力ポンプ付積載車2台の購入契約を締結するものであります。

令和2年7月3日に指名競争入札を行った結果、2,552万円で群馬県高崎市矢中町821番地、温井自動車工業株式会社代表取締役温井勲雄が落札をいたしました。

当該者を契約の相手方として購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第66号についてご説明申し上げます。

本件は、消防団活動用雨衣580着の購入契約を締結するものであります。

令和2年8月20日に指名競争入札を行った結果、851万7,300円で利根郡みなかみ町月夜野333番地、みなかみ町繊維販売業協同組合代表理事杉木彦樹が落札をいたしました。

当該者を契約の相手方として購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第65号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第65号の質疑を終結いたします。

次に、議案第66号について、質疑はありませんか。

中島君。

13番（中島信義君） 議案第66号なんですけれども、このみなかみ町の繊維販売協同組合となっていますけれども、これは何店舗の組合になっているかちょっとお聞かせ、もしできれば、名前まで分かれば教えていただきたいと思うんですけれども。

議長（小野章一君） 総務課長。

（総務課長 杉木隆司君登壇）

総務課長（杉木隆司君） すみません、何店舗の組合になっているかと、今資料がないんですけれども、時間をいただければ、暫時休憩で、後ほど報告でよろしいでしょうか。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第66号の質疑を終結いたします。

議長（小野章一君） これより議案第65号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第65号の討論を終結いたします。

議案第65号、令和2年度消防小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号、令和2年度消防小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

議長(小野章一君) これより議案第66号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第66号の討論を終結いたします。

議案第66号、令和2年度みなかみ町消防団雨衣購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号、令和2年度みなかみ町消防団雨衣購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第67号 令和2年度みなかみ町立月夜野中学校図書室新築工事請負契約の締結について

議案第68号 令和2年度月夜野学校給食センターステンレス製IH回転釜購入契約の締結について

議長(小野章一君) 日程第12、議案第67号、令和2年度みなかみ町立月夜野中学校図書室新築工事請負契約の締結についてから議案第68号、令和2年度月夜野学校給食センターステンレス製IH回転釜購入契約の締結についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第67号、68号について、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第67号につきましては、令和2年度みなかみ町立月夜野中学校図書室新築工事の工事請負契約を締結するものであります。

8月25日、条件付一般競争入札に付し、契約金額1億7,380万円で利根郡みなかみ町後閑84番地3、増田建設株式会社代表取締役社長増田安永を契約の相手方として建設工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第68号についてご説明申し上げます。

月夜野学校給食センターは、平成17年4月に現在の場所に新設され、IH回転釜は新設当時から使用し、既に15年が経過をしております。老朽化に伴い、比較的短期間に相次いで故障が発生しており、早急な対応が必要であると判断し、稼働中の回転釜を含む計4台のIH回転釜を更新するものであります。

本事業は緊急性を要することから、当初の設置事業者であり、故障した回転釜を含め、施設設備を熟知している業者に対して購入契約を締結するものであります。

8月20日、見積入札に付し、契約金額2,148万3,000円で、群馬県前橋市荒口町783番地4、総合厨房設備株式会社代表取締役倉林恵樹を契約の相手方として購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第67号について、質疑はありませんか。

阿部君。

14番（阿部賢一君） 67号ですね。

議長（小野章一君） 67号。

14番（阿部賢一君） この条件付というこの条件と、あと指名業者名と入札価格と落札率を教えてください。

議長（小野章一君） 学校教育課長。

（学校教育課長 高橋康之君登壇）

学校教育課長（高橋康之君） それではお答えいたします。

まず、入札参加の条件でございますけれども、単体の企業の場合といたしまして、みなかみ町内に本社を置いていること、また建築一式工事の特定建設業許可を受けていること、建築一式工事の格付がA等級であることでございます。また、共同企業体、JVの場合でございますけれども、みなかみ町内に本社に置くもの同士、代表構成員が建築一式工事の特定建設業許可を受けていること、建築一式工事の格付がA等級であること。また、構成員につきましては、建築一式工事の格付がA等級またはB等級であること。以上が条件でございます。

次に、入札価格でございますが、消費税抜きの形になっております。業者名、入札金額、順不同で敬称略でございます。木村建設（株）、1億6,380万円、増田建設（株）1億5,800万円、須田建設（株）、1億6,000万円。落札率は98.38%でございます。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第67号の質疑を終結いたします。

次に、議案第68号について、質疑はありませんか。

鈴木美香議員。

3 番（鈴木美香君） 議案第68号、学校給食センターステンレス製IH回転釜購入契約なんですが、こちらは購入、釜の購入のみの額なんですか、設置工事費というのは含まれるのでしょうか。

議長（小野章一君） 学校教育課長。

（学校教育課長 高橋康之君登壇）

学校教育課長（高橋康之君） お答えいたします。

このステンレス製のIH釜につきましては、発注してからの生産という形になりまして、工場で釜本体を製造して、それを据え付けるということがございますので、基本的にはこの金額の大部分が製造費で、現場に持ってきて据え付けをするという、一応設置費も含まれておりますけれども、金額の大部分は製造費ということになっております。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

中島君。

13番（中島信義君） ステンレス製のIH回転釜という、これ特殊な多分機器だと思います。これ、多分業者はそんなに多くないと思うんですけども、町長が説明したときに前に設置した業者ということになっております。保証期間とかそういうのがあるのかと思うんですけども、それとまたそういう機種については保険対応ができるかどうかも含めてご回答いただければと思います。

議長（小野章一君） 学校教育課長。

（学校教育課長 高橋康之君登壇）

学校教育課長（高橋康之君） お答えいたします。

先ほど町長の提案理由にもありましたけれども、設置当初からもう15年という経過がございますので、基本的には耐用年数も過ぎておりますので、保証対応にはならないということがございます。また、既に部品等の生産も中止されておまして、故障があった場合に部品の交換等もできないという状況もございますので、残る4台全てを入替えるという内容でございます。

議長（小野章一君） 中島君。

13番（中島信義君） こういった機器が多数あると思いますけれども、これは業者が設置するから業者責任というのはある程度の年数で限られると思いますけれども、その後いろいろな故障だとか何か起きたときにはそういう保険対応というものは、そういうものはほとんどないのでしょうか。

議長（小野章一君） 学校教育課長。

（学校教育課長 高橋康之君登壇）

学校教育課長（高橋康之君） お答えいたします。

今回のこのステンレス製のIH釜につきましては、保険対応はないということがございます。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第68号の質疑を終結いたします。

議長（小野章一君） これより議案第67号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第67号の討論を終結いたします。

議案第67号、令和2年度みなかみ町立月夜野中学校図書室新築工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号、令和2年度みなかみ町立月夜野中学校図書室新築工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） これより議案第68号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第68号の討論を終結いたします。

議案第68号、令和2年度月夜野学校給食センターステンレス製IH回転釜購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号、令和2年度月夜野学校給食センターステンレス製IH回転釜購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第69号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について

議案第70号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第13、議案第69号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてから議案第70号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまで、

以上2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第69号、70号について、一括してご説明申し上げます。

いずれも地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、関連する条例について改正を行うものであります。

まず、議案第69号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

第24条第1項の改正は、地方税法第295条第1項の改正に伴う改正であります。個人の町民税の非課税措置について寡婦を対象から除き、ひとり親を対象に追加するものでございます。

第34条2の改正は、地方税法第314条の2の改正に伴う改正であります。所得控除について、ひとり親控除を追加する等の所要の措置を講ずるものであります。

第94条第2項の改正は、地方税法第467条第2項の改正に伴う改正であります。軽量の葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について見直すものでございます。

附則第17条第1項の改正は、地方税法附則第34条第4項の改正に伴う改正であります。長期譲渡所得に係る課税の特例を創設するものであります。

第2条、第23条第3項の改正は、地方税法第294条第8項の改正に伴う改正であります。町民税の納税義務者等の収益事業の範囲に規定する定義を追加するものでございます。

第48条の改正は、地方税法第321条の8の改正による条文中の項ずれを反映したものでございます。法人の町民税の申告納付の改正によるものでございます。

次に、議案第70号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

附則第6項及び第7項の改正は、地方税法附則第36条の改正に伴う改正であります。長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例を創設するものであります。

いずれも法律改正に伴う改正でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第69号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第69号の質疑を終結いたします。

次に、議案第70号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第70号の質疑を終結いたします。

議長(小野章一君) これより議案第69号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第69号の討論を終結いたします。

議案第69号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長(小野章一君) これより議案第70号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第70号の討論を終結いたします。

議案第70号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第71号 みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長(小野章一君) 日程第14、議案第71号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第71号につきましてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免額及び免除の取扱いについて、必要な事項を定めるものであります。

みなかみ町介護保険条例の附則に第9項及び第10項を加え、新型コロナウイルス感染

症により第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持するものが死亡または重篤な傷病を負った場合や、事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入等の減少が前年の収入額の10分の3以上見込まれる場合、令和2年2月1日から令和3年3月31日まで納期限を迎える介護保険料について、みなかみ町介護保険条例第11条第1項に規定する保険料の減免の要綱を満たすものとして同項の規定を適用するものであります。

なお、第1号保険料の減免を行った場合、全額財政支援を受けられることとなっております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第71号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第71号の質疑を終結いたします。

これより議案第71号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第71号の討論を終結いたします。

議案第71号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第72号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第15、議案第72号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第72号につきましてご説明申し上げます。

重度心身障害者の医療費助成について、令和5年8月より所得制限が導入されるに当たり、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の改正を行うものであります。

条例改正の主な内容といたしましては、条例第3条第1項の第4号に、新たな支給対象者として後期高齢者医療の被保険者であって第3条第1項第3号に規定する障害を有する者に加え、第3条第2項に第3号、第4号を追加し所得制限を設けるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第72号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第72号の質疑を終結いたします。

これより議案第72号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第72号の討論を終結いたします。

議案第72号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第73号 みなかみ町放課後児童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第16、議案第73号、みなかみ町放課後児童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第73号につきましてご説明申し上げます。

みなかみ町放課後児童クラブの設置及び運営等につきましては、みなかみ町放課後児童クラブ設置及び運営等に関する条例により事業を進めていますが、学童クラブ利用者が年々増加する傾向にあるため、今年度中に施設の整備を進め、次年度よりクラブが新設される予定であります。

改正の内容は、新設学童クラブについて、別表第1に名称、みなかみ町月夜野第2学童クラブと、所在地、みなかみ町月夜野3273番地2を加え、附則で準備行為に関する規

定を置くものです。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第73号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第73号の質疑を終結いたします。

これより議案第73号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第73号の討論を終結いたします。

議案第73号、みなかみ町放課後児童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号、みなかみ町放課後児童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第74号 みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例及びみなかみ町立認定こども園条例の一部を改正する条例について

議長（小野章一君） 日程第17、議案第74号、みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例及びみなかみ町立認定こども園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第74号につきましてご説明申し上げます。

みなかみ町保育の必要性の認定及び町立認定こども園事業については、みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例及びみなかみ町立認定こども園条例により事業を進めておりますが、この条例の基準省令である子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い略称の変更があったので、一部を改正するものであります。

改正の内容は、支給認定を教育・保育給付認定に改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第74号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第74号の質疑を終結いたします。

これより議案第74号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて議案第74号の討論を終結いたします。

議案第74号、みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例及びみなかみ町立認定こども園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号、みなかみ町保育の必要性の認定に関する条例及びみなかみ町立認定こども園条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第75号 沼田市道路線の認定の承諾について

議長(小野章一君) 日程第18、議案第75号、沼田市道路線の認定の承諾についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第75号についてご説明申し上げます。

みなかみ町と沼田市の境界地付近にある道路のうち、2路線について、沼田市長から行政区域界を超えて道路認定するための協議がございました。市町村長が自身の統括する自治体の区域を超えて道路認定をする場合は、関係する市町村長の承諾を得る必要がありますので、本規定により議会の議決を求めます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(小野章一君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第75号について、質疑はありませんか。

久保君。

17番(久保秀雄君) 道路認定の関係なんですけれども、地番はみなかみ町と、こういうことで、沼田市がこれを道路認定して整備をしてくれると、こういう理解をしています。

なお、みなかみ町も大変多くの地域で他自治体と入り組んで、同じような状況下に置かれた部分があるかと思えます。これは、今回は沼田市がみなかみの地域内の道路認定を

すると、こういうことでありますけれども、みなかみ町が他自治体の中の道路を認定すると、こういうことも想定できるかと思っておりますけれども、そういう箇所があるかどうか。また、把握していれば何か所ぐらいいあるのかなど、そういうところを教えてくださいたいと思います。

議長（小野章一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） 久保議員の質問にお答えさせていただきます。

3月議会で提案させていただきました可決いただきましたところが4路線ほどあったと思います。そのほかにつきましては、今のところそういった絡みのある路線についてはなしということで考えております。

以上です。

議長（小野章一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第75号の質疑を終結いたします。

これより議案第75号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小野章一君） ありませんので、これにて議案第75号の討論を終結いたします。

議案第75号、沼田市道路線の認定の承諾についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号、沼田市道路線の認定の承諾については原案のとおり可決されました。

議長（小野章一君） ここで暫時休憩を取りたいと思います。

再開を10時30分といたします。

（10時11分 休憩）

（10時30分 再開）

議長（小野章一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（小野章一君） 先ほど質問のあった、消防の雨衣の関係の、繊維組合の関係について、改めて総務課長より説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 杉木隆司君登壇）

総務課長（杉木隆司君） 先ほど、議案第66号の件でご質問がありました、中島議員のご質問の件でございますが、みなかみ町繊維販売協同組合の構成員の数でございますが、マルスギさん、モロダさん、たかはし呉服店さんの3社でございます。よろしくお願いたします。

- 日程第19 認定第1号 令和元年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について
 認定第2号 令和元年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第3号 令和元年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第4号 令和元年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第5号 令和元年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第6号 令和元年度みなかみ町水道事業会計決算認定について

議長（小野章一君） 日程第19、認定第1号、令和元年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号、令和元年度みなかみ町水道事業会計決算認定についてまで、以上6件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 認定第1号から第6号まで一括して説明させていただきます。

最初に、認定第1号、令和元年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入総額は143億6,200万3,453円、歳出総額は136億2,207万4,626円で、歳入歳出差引残額が7億3,992万8,827円となりました。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源額が2億3,957万7,000円ありますので、実質収支額は5億35万1,827円となりました。

歳入については、町税が35億3,541万8,226円で、歳入の24.6%を占めております。その主なものは、町民税8億3,155万4,139円、固定資産税23億1,794万4,506円であります。地方譲与税は2億79万9,019円となりました。そのうち、令和元年度に創設された森林環境譲与税は789万6,000円でありました。各種交付金は合計で4億4,543万2,281円で、自動車取得税交付金につきましては、令和元年9月30日で廃止となっております。地方交付税では、普通交付税が45億7,138万5,000円、特別交付税が3億5,829万7,000円でありました。

分担金及び負担金は1億1,436万9,393円で、畜産基地建設事業分担金1,191万7,197円、学校給食費負担金6,066万5,510円等でありました。使用料及び手数料は、町営住宅使用料、一般廃棄物収集処理手数料等で2億5,182万3,072円となりました。国庫支出金は7億6,637万104円で、障害者自立支援給付費等負担金1億7,365万3,785円、児童手当負担金1億3,752万1,333円、子どものための教育・保育給付交付金1億1,980万4,183円等となりました。

県支出金は7億736万5,556円で、障害者自立支援給付費等負担金8,682万6,892円、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金5,653万4,167円、国民健康保険基盤安定負担金7,244万6,019円、福祉医療費補助金6,414万5,158円等でありました。

寄附金は3億6,882万9,768円で、主なものはふるさと寄附金3億4,983万1,000円であります。

繰入金は9億5,391万5,598円で、主なものは財政調整基金繰入金4億5,000万円であります。

町債は11億7,160万円で、その内訳は過疎対策事業債が7億4,260万円、地方交付税で交付されるべきところを町債としている臨時財政対策債が3億4,850万円等でありました。環境性能割交付金は、令和元年10月1日付で新たに創設された交付金で、875万円となりました。

歳出についてご説明申し上げます。

1款議会費は1億3,277万2,914円でありました。

2款総務費は23億6,762万1,758円となり、主な内訳は総務管理費20億8,482万4,364円、徴税费1億7,927万2,903円でありました。総務管理費の主なものは、一般管理費7億6,299万3,119円、財産管理費1億897万6,679円、企画費3億4,551万103円、地域振興費5億5,479万1,581円でありました。

3款民生費は25億2,900万8,941円となりました。このうち社会福祉費は16億8,836万3,385円で、主な内訳は社会福祉総務費1億6,395万4,764円、福祉医療費1億3,557万4,958円、障害者福祉費4億6,922万2,305円、介護保険費4億2,709万4,998円、後期高齢者医療費3億8,767万6,649円でありました。

また、児童福祉費は8億4,060万6,862円であり、児童福祉総務費1億3,353万2,967円、児童措置費1億9,911万8,144円、保育等施設費5億258万9,873円等でありました。

4款衛生費は11億3,772万3,870円となりました。内訳は、保健衛生費4億4,583万328円、清掃費6億3,428万245円等でありました。

6款農林水産業費は5億4,792万8,196円であり、その内訳は農業費4億2,135万8,883円、林業費1億2,656万9,313円でありました。

7款商工費は4億9,105万7,656円となり、その内訳は商工費1億1,155万3,671円、観光費3億7,950万3,985円でありました。

8款土木費は17億2,377万8,073円となり、内訳は道路橋梁費10億4,811万367円、都市計画費4億8,321万6,193円、住宅費1億6,423万3,924円等でありました。道路橋梁費の主なものは、道路橋梁総務費2億5,728万498円、道路維持費2億1,171万3,547円でありました。

9款消防費は5億7,415万9,266円でありました。

10款教育費は18億6,580万7,457円となり、その内訳は教育総務費7億8,227万6,619円、高等学校費4億9,225万200円、社会教育費1億5,569万1,987円、学校給食費2億1,247万664円等であります。

12款公債費は21億8,077万4,788円となり、元金は21億2,417万722円で、利子は5,660万4,066円でありました。

以上、一般会計についてご説明を申し上げます。

次に、認定第2号、国民健康保険特別会計についてご説明申し上げます。

歳入総額24億1,816万9,090円、歳出総額22億2,704万8,136円、歳入歳出差引残額は1億9,112万954円となりました。

歳入につきましては、国民健康保険税が歳入総額の19.1%、県支出金が64.4%、繰越金が9.1%などとなっております。

歳出につきましては、大部分を2款保険給付費が占めており、歳出総額の68.3%であります。平成30年度から国民健康保険制度改革により群馬県が財政運営の責任主体となりましたが、国保税の納付や保険証の発行などの窓口業務は、町で行っております。

以上、国民健康保険特別会計についてご説明を申し上げます。

次に、認定第3号、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

歳入総額2億8,926万4,981円、歳出総額2億7,104万7,275円、歳入歳出差引残額は1,821万7,706円となりました。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料が歳入総額の60.4%を占め、続いて一般会計繰入金30.4%などとなっております。

歳出につきましては、大部分が2款後期高齢者医療広域連合納付金であり、歳出総額の95.4%を占めております。後期高齢者医療制度は、広域連合が運営主体となっており、町においては、主に保険料の徴収や窓口業務を行っているところでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計についてご説明申し上げます。

次に、認定第4号、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

歳入総額27億1,190万6,394円、歳出総額26億7,124万7,715円、歳入歳出差引残額は4,765万8,679円となりました。

歳入につきましては、介護保険料が歳入総額の18.2%、国庫支出金が25.2%、支払基金交付金が25.5%などとなっております。

歳出につきましては、大部分を2款保険給付費が占めており、歳出総額の93.8%であります。

引き続き、健全な制度運営を基本として、真に必要な介護サービスの提供が図られるよう制度の拡充に努めてまいります。

以上、介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

次に、認定第5号、下水道事業特別会計についてご説明申し上げます。

歳入総額は8億7,265万4,390円、歳出総額は8億1,485万1,737円で、歳入歳出差引残額は5,780万2,653円となりました。このうち翌年度へ繰り越すべき財源額が850万円ありますので、実質収支額は4,930万2,653円となりました。

歳入につきましては、使用料及び手数料が歳入総額の30.1%、一般会計繰入金が46.3%、町債が16.3%などとなっております。

歳出につきましては、2款下水道事業費が歳出総額の38.3%、3款公債費が52.5%などとなっております。

以上、下水道事業特別会計についてご説明を申し上げます。

次に、認定第6号、水道事業会計についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入4億2,903万9,710円、支出3億8,938万7,633円となりました。

資本的収入及び支出につきましては、収入5,677万4,534円、支出1億6,400万5,947円となりました。不足額1億723万1,413円は、過年度分損益勘定留保資金1億580万1,450円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額142万9,963円で補填をいたしました。

以上が水道事業会計となりますが、認定第1号から第6号まで一括してご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

ここで、みなかみ町代表監査委員より決算審査の報告を求めます。

代表監査委員 澁谷正誼君。

（代表監査委員 澁谷正誼君登壇）

代表監査委員（澁谷正誼君） 代表監査委員の澁谷でございます。

ただいま議長からご指名いただきましたので、私のほうから決算審査意見書について、概略をご報告申し上げたいと思います。

この決算審査につきましては、地方自治法第233条第2項の規定によりまして実施されるものでございまして、本年は、去る7月20日から8月7日までの間、実質的には10日間にわたりまして審査をさせていただきました。この意見書につきましては、その結果をまとめたものでございます。

なお、1ページにございますように、この意見書につきましては、去る8月20日に鬼頭町長に提出してございますので、念のために申し上げたいと思います。

それでは、中の報告をさせていただきます。

まず、2ページでございます。一般会計から説明をさせていただきます。

ここに表を2つほど挿入しておきましたが、上の表は、歳入歳出の前年との比較、次の表につきましては、自主財源と依存財源につきましてはの比較ということでご覧いただけたと思います。

財政収支の状況を見ますと、令和元年度の歳入総額は143億6,200万3,453円、予算額に対しては93.30%、調定額に対しては95.10%でございました。

また、自主財源につきましては、表にありますように、今年度、約61億円が収入されております。この6割が町税によって占められているわけでありませけれども、町税の合計が35億3,541万8,226円。この町税の全体は、歳入における約25%、いわゆる4分の1が町税によって賄われるという実態が、みなかみ町でございます。

歳出につきましては、総額136億2,207万4,626円、歳入歳出差引総額は7億3,992万8,827円でございます。このうち、翌年度へ繰り越す財源2億3,957万7,000円を差し引いた実質収支額につきましては5億35万1,827円でありまして、このうち2億6,000万円が財政調整基金へ繰入れの予定となっております。これは、議会の決定をいただいてから、そういう手続をとということでございます。

次に、財政運営の状況でございます。歳入につきましては、町税における収入未済額5億7,786万5,007円、調定額に対しての収納率は84.64%でありました。不納欠損額は6,373万3,259円となっております。

歳出については、予算額153億9,292万4,000円、支出済額が136億2,207万4,626円でありますけれども、このうち不用額が10億6,536万6,374円、それと翌年度へ繰り越す額が7億548万3,000円でございます。予算の執行率としては88.50%。ほぼ、これは毎年大きな変わりはありません。

次に、基金の状況でございます。基金はそれぞれ条例に基づく積立て、それから運用利子、その他の積立てを行っております。

なお、令和元年度決算により生じた剰余金のうち2億6,000万円、これは先ほど申し上げましたように、令和2年に積み立てる予定であります。

ここに表をつけておきました。町における積立金の状況でございます。昨年度末は約14の基金がございまして、総計で73億9,316万7,780円でございますけれども、本年度末につきましては、16の基金がございまして、合計で73億5,269万8,369円。基金全体では、前年度よりも約4,000万円ほど減少したというのが実態でございます。それぞれ目的を持った基金でございまして、十分な管理をお願いしたいというふうに思います。

次に、各節でございます。

次の4ページにつきましては、一覧表を掲示しておきました。これは、町の歳入の状況を3か年ほど系列的に見たわけでございます。そう毎年大きな動きはないわけでありまして、ただ、下から六、七行目のところに寄附金というのがございまして、これは、今年は3億6,882万9,768円というふうになりまして、実は前年が、その前々年に比べて約半分程度に落ちてしまったという実態があるわけでありまして、昨年これは2億5,000万ほどしかなかったということで、これは心配をしたわけでありまして、今年度はおかげさまで持ち直しまして、前年度よりも約46%ほど増加したという実態でございます。この寄附金の主なものは、この95%が、いわゆる皆さん御存じのふるさと寄附金でございまして、3億5,000万円が、そのふるさと寄附金によって収入があったという実態でございました。

次に、5ページでございます。

歳入の状況を主なものを見まして、まず町税でございます。

町税は、調定額41億7,701万6,492円に対しまして、収入済が35億3,541万8,226円ということでございまして、収入済額は平成30年度に対しまして9億3,272万3,000円の微増であったというふうに見えております。収納率は上がって

おります。ここへ今年度と前年度を見まして、収納率が今年度は84.64%、前年が82.47%でありますけれども、約2ポイントほど収納率が上がったという実態でございました。

10款の地方交付税につきましては49億2,968万2,000円でございます、このうち利根商業高等学校分として3億9,212万6,000円が含まれております。全体的に交付税は心配されましたけれども、前年よりも約0.4ポイント増加という、今年度の実態でございました。

次の6ページに、12款から20款までの収入未済の状況を揭示してございますけれども、収入未済につきましては、また後ほど出てまいりますので、これはただご覧いただければと思います。

歳出でございます。

1款の議会費、議会費の歳出総額は1億3,277万2,914円、主なものは議員報酬とか議員手当とこういったものがありますけれども、実は支出額は、平成30年度の実態としては、解散による空白期間あるいは活動の減少や議員辞職、こういったものがあつたために減ったわけでありまして、令和元年度については、やや増額というふうになっております。今後も開かれた議会を目指して、活発な議会活動を期待するものでございます。

以下、各款にわたって説明をさせていただきますけれども、先ほど具体的な数字につきましては、町長のほうからお話ございましたので、私については、コメントに関する部分について概略を申し上げたいと思います。

総務費につきましては、7ページの3行目です、近年、豪雨災害等、想定外の災害が増えている中で、新型コロナウイルス感染が拡大し、新しい生活様式で避難所等の対応を取らなければならない、こういった状況になったわけでありまして。町民の生命、財産を守るために、確実な対応をぜひお願いをしたいというふうに思います。

3款の民生費につきましては、現在、町におきまして生きがいを感じている高齢者の割合、平成30年度で75.2%でございましたが、令和元年度は78.1%、約3ポイントほど上昇した結果でございました。高齢化社会にありまして、高齢者の多くの方が生きがいを感じていただけることというのは、健康寿命を延ばし、元気な本町が形成されたいと考えております。高齢者が生きがいをつくれる活動を続けていただきたい。

また、地域で支えあう福祉活動を行っている町民の割合は、平成30年度は29.5%から令和元年度は26.9%というふうに、ちょっと低下をいたしましたけれども、今後の高齢化社会にあつて、地域において様々な形での協力関係が求められているわけでございます。生きがいを持ち、元気な高齢者が、これからも地域を支える存在として積極的に協力してもらえそうな仕組みづくり、ネットワークづくりなどを、ぜひお願いをしたいというふうに期待をしております。

半面、本町の子育て支援策につきましては、他の市町村と比較して、比較的高水準にあるというふうに考えておりまして、今後も子育て支援の充実を図り、周知方法の工夫等により、「子育てをするなら、みなかみ町」と言われるような努力を、引き続き継続してい

っていただければというふうに思っております。

4 款の衛生費であります。7 ページの一番下のところにある、平成 29 年度ユネスコエコパークに登録されまして、自然と共生するみなかみの姿そのものを世界のモデルであるというふうに認められたわけでありまして、ごみの減量化あるいは資源化について啓発活動を推進するとともに、美しいまちづくりについても積極的に取り組んでいただければと思います。

6 款の農林水産業であります。鳥獣による被害金額は、平成 30 年度も 645 万 4,000 円、令和元年度 595 万円と減少しております。また、被害面積も、平成 30 年度は 8.6 ヘクタールから令和元年度は 7.7 ヘクタールと減少しているわけでありまして、ただ、相変わらず、熊等の目撃情報は依然として発生しております。先般もみなかみ町において人身事故があったというようなことがあります。こういった農作物の被害はもちろんでありますけれども、今後とも人身事故が出ないよう、十分な対応をお願いしたいというふうに考えております。

次の、7 款の商工費であります。特に、観光面で見ますと、宿泊客、入湯客、観光消費額ともに、減少しております。これは、大きな要因としては、皆さん大体理解できると思いますけれども、暖冬によって雪不足があったと、それから最近の新型コロナウイルス感染による影響、こういったものが大きいと思われ、観光に立脚するみなかみ町としては、こういったものが大きく響いているわけでありまして。この中で、新型コロナウイルス感染拡大対策、これについてと、観光振興について、これはどこの市町村、自治体においても、この取組に力を入れるというふうに思われますけれども、本町の豊かな自然を基盤とした経済活性化について、関係者共々対応を図っていただきたい。また、我々が思っている以上に、このみなかみ町というのは魅力ある自然を抱えているということに対して、どうか誇りを持って関係団体等々の連携を図りながら、一層の情報発信を期待したいというふうに思っております。

8 款の土木費であります。次のページ、3 行、4 行目、都市計画道路につきましては、順調に計画が進んでいるというふうに考えております。町民の利便性が向上するよう、今後とも進めていただければと思っております。今後も若い世代や I・U ターンの方々が住みやすい、暮らしやすい町営住宅政策を進め、人口減が止まるような施策の展開も望みたいというふうに思っております。

9 款の消防費であります。消防自動車の更新、防火水槽の更新、こういうところを計画的に行っていただいております。最近では、消火栓の設置要望が増加していると聞いております。水道事業との連携によりまして、計画的に設置を行っていただきたいと思っております。

また、消防団につきましては、若者の減少によりまして維持が難しくなっているというのが、多くの地域で聞かれます。団員の待遇の改善あるいは組織の再編等を行いまして、現況に即した形で計画するとともに、町民に機能別団員制度、これに対する理解と団員獲得に向けて、さらに積極的な取組により、住民の安全・安心を守れるよう、お願いをしたいと思います。

次、10 款の教育費であります。みなかみ町立小中学校の統合推進計画に基づきまして、

月夜野地区の小学校、みなかみ町内の中学校の統合の計画が進められております。この秋には、統合中学校の工事が順次始まるわけでありますけれども、生徒への工事中の対応・指導等も徹底しているというふうに考えておりますけれども、事故のないよう、万全を期していただきたい。町の宝でもある子供たちが伸び伸びと成長できるよう、教育環境の環境整備充実についても、引き続き図っていただければというふうに思っております。

13款の諸支出金につきましては、2行目のところに、令和元年度土地開発公社決算につきましても審査をさせていただきました。出納関係諸帳票及び証書類を照合して、その内容を試査の方法により審査した結果、会計処理は適法、適正であるというふうに認めたとところであります。

次に、11ページ、特別会計であります。

この特別会計につきましては、町内にある4件の特別会計を総括する形で、ここに表を5つほど掲載をさせていただきました。最初の表につきましては、4つの特別会計の歳入歳出についての合計を見たものであります。令和元年度みなかみ町各特別会計の歳入総額62億9,899万4,855円に対しまして、歳出総額は59億8,419万4,863円でございます。特別会計全体の歳入歳出差引残額としては3億1,479万9,992円というふうになりました。

次の表は、一般会計からの繰入金の状態でございます。国民健康保険、後期高齢者医療につきましては、昨年よりも繰入金が増減したというふうな形があるわけでありますけれども、介護保険それから下水道事業につきましては、前年を上回る繰入金があったというのが表としての実態であります。

次の2つの表につきましては、調定額に対する予算、あるいは収入済額に対する調定額、あるいは支出済額に対する予算額、こういったものを指数として表したものでございまして、これは参考に見ていただければと思います。

次に、収入未済額であります。4つの特別会計の合計で、令和元年度の収入未済額は2億764万3,626円、これ前年は2億1,292万5,679円でありましたけれども、前年よりも収入未済額が約500万円ほど減少した結果というふうになっております。

次の下からは、各会計の状況でありますけれども、これはご覧いただければと思います。

次の、14ページの企業会計につきましても、上のほうにつきましてはご覧いただければと思います。

(3)の事業運営について、この②のところ、去年もお話申し上げましたけれども、経営成績の状態を表しました。営業収益営業利益率、それから経営資本回転率、経営資本営業利益率、これ3つの指標を掲示しましたがけれども、この結果は大きければ大きいほどいいという結果にはなっているわけですがけれども、私は残念ながら、マイナスの状態であるというような指標が2つほど出ております。こういった状況は、大変厳しい水道事業ではありますけれども、経営成績を財務諸表から、本業の業績が厳しく、資金不足も危惧されるわけであります。事業や資金計画の見直しを、ぜひ検討していただければというふうに思っております。

ただ、一般会計からの補助金5,761万3,297円で、これは全額法定内でありまし

て、経営基盤の強化への取組の成果が見られるところでございます。今後も、さらなる健全化に向けて努力を求めたいと思います。

以上の結果を、審査結果の総括意見としてまとめましたのが、16ページからであります。

令和元年度の決算審査は、前年度決算に引き続き、契約書の締結が必要な事業、補助金交付事業について重点的に審査を行っていただきました。

まず、歳入についてであります。町税及び使用料等は、町を支える礎でありまして、収入未済額を増やさない対応を、今後ともぜひ重要課題として取り組んでいただければと思います。毅然として厳しい対処によりまして、住民間の公平と財源の確保に努めることは、今後厳しさを増すと予想されます財政運営の上からも強く望まれるところでございます。

なお、滞納者等への督促あるいは交渉及び滞納管理及び滞納金額の記票については、トラブルやミスが発生を防ぐためにも複数職員で対応し、年度末には再度収入未済の確認を行うなど、二重のチェックを基本として、今後とも取り組んでいただければというふうに思っております。

この下に、収入未済額の一覧表を掲載いたしました。先ほど6ページでも申し上げました12款から20款のほかに、町にある、加えて町税をはじめとする、関係する未済額を掲示したわけでありますけれども、これをご覧いただきますと分かりますように、右端の増減のところ、いずれも、いずれもといいますが、多くのところでマイナス、三角がついております。これは、前年度よりも未済額が減ったと。要するに、努力していただいて、収入未済を減らしたという結果が出ておるわけでありますけれども、令和元年度の未済額の合計としては約9億8,000万、昨年が約10億ということで、昨年よりもまた2,000万円ほど収入未済を減らしていただいたという実態でございまして、ご努力に感謝申し上げます。

次の、歳出についてであります。健全財政に向けまして、地方債の新規発行の抑制等、鋭意努力をされていることが認められます。しかし、地方交付税の合併算定替えによる加算措置が平成28年度から段階的に削減されまして、令和3年度からは完全に一本算定になるわけであります。このことを想定しまして、個別の事務事業、こういったものの必要性、あるいは重要性について、さらなる検討を進め、小・中学校の統合計画、こういったものも進行しております。老朽化施設の修繕等も必要になっております。こういった必要な経費を念頭に入れまして、経費の節減に努めていただければと思っております。

次は、事務的な関係になりますけれども、契約書の締結が必要な事業、こういったものは財務規則を遵守しながら、請負業者選定委員会の諮問を確実に受けて事務を進めていただきたい。それから、出先機関の職員の方も、契約書の締結、こういったものが必要な事業、補助金については、職員の理解を深めるための研修等も実施しながら、人員減、業務量増の中の厳しい面はあると思っておりますけれども、支払い、契約内容、契約文書の確認、こういった初歩的なチェックについては、これも引き続きチェックを怠ることのないよう、進めていただければと思います。

また、補助金に関しましては、補助対象額の積算根拠を明確にして、補助金交付要綱に

沿った、公正・公平な補助金執行に、引き続きご努力をいただければと思います。

3の積立基金であります。令和元年度決算による積立基金等は、3ページにもお示ししたとおり、合計で73億5,000万円でございます。前年度よりも、約4,000万円の減少となりました。合併算定替えによる加算額の減少という地方交付税の方向とともに、今問題になっています新型コロナウイルス等、不測の事態も想定されること、こういったものがありまして、令和2年度末には基金総額が60億円台前半になることも予測されております。今後も各種の多額な費用負担が考えられておりますので、町財政にとっても厳しい運用が求められるというふうに考えます。こうした状況ではありますけれども、柔軟かつ大胆な行政運営によりまして、町民の住みやすいまちづくりのために、今後とも適切な基金管理にぜひ努めていただきたいと思います。

4番の行財政改革と総合戦略についてであります。これまで財政の健全化に向けまして、行財政改革のための行動指針に基づく取組により、一定の成果を上げてきていることについては、大変評価をしたいと思っております。職員数につきましては、当初目標とする人員の削減を達成はいたしました。近隣市町村あるいは類似団体と比較すると、まだ削減の余地があるというふうに言われております。急速に進んだ職員の削減の中で、一方では、従前の事務事業をそのまま継承しているものも多く見られまして、また社会的要請の高まりによる業務の増加、こういったものもございます。就業環境においては厳しさもあると思われるわけですが、さらに本年4月に策定されました第2期総合戦略におきましては、みなかみユネスコエコパーク、あるいはSDGsに注力した政策報告というのが見てとれるところであります。これまでにない事業展開というものも想定されるわけでありまして、こういったことは、これまでの事務事業を大胆に整理・統合し、新たな体制に対応できる受皿の確立が必要であります。会計年度任用職員制度の導入あるいは定年制延長の動きなどの社会的変革を踏まえながら、新たな人事管理とともに、現状と将来を見据えた事務事業の構築が急がれるところでございます。

こうした中で、長年議論されております公共施設の統廃合それから整理・縮減、こういった課題につきましては、政策室によって早急な整理・縮減の方向性の確立を強く望むところであります。同時に、事務事業に対する的確な状況判断と対応力の向上、また、お一人一人がさらに改革意識を高めること、こういったことに研修の充実などを図っていただきながら、職員減をカバーできるような人材育成と効率的な行政運営に努めていただければと思います。

ただ、一方では、水道事業をはじめとして、専門性を必要とする職務分野というものが存在しておるわけでありまして。こうした事業につきましては、一般的な人事管理、いわゆる人事異動によっては、職員配置によって高度にシステム化された事業運営に支障を来すのではないかというふうなことも危惧されるところでございまして、安定した水道事業施設の管理あるいは業務の遂行には、専門職員あるいは技術職員の配置、こういったものを考慮するべきではないかというふうにご考えてございまして、関係課と十分協議の上、適切な措置を取ることをお願いしたいと思います。

次の、5番として、地域産業の維持発展についてということで、ここで1番として商工

業、2番として農業関係を取り上げました。

まず、1の商工業の新たな展開に向けてということで、まず一つ目は、本町における事業者数は、2009年の1,352件、これが2016年には1,108件までというふう
に急速に減少しています。これ、データをもう少し新しいものと思っただけなんですけれども、なかなか手に入ることができませんでしたので、古い数字でありますけれども、そういった中でも、これだけの件数が減っているという実態が出ているわけでありまして、このことについては、産業の衰退ということは、これは言うまでもないわけでありまして、地域の経済活動に関わる人たちの減少を表すものでありまして、半面、既存産業に代わる新しい産業というものが育っていないというのが実態でございます。

こうした背景の中で、2019年度からローカルベンチャー創出・育成事業というものが取り組まれております。本年度は、首都圏・都市部での人材46人に働きかけまして、このうち14の方が育成プログラムに参加、この中からさらに3の方が、この町で起業に結びついたという状況でありました。

2つ目に、産業振興と活性化、そして移住・定住も寄与するということが期待されます補助事業でありますけれども、起業支援事業、これには昨年度は3件、本年度は2件の交付実績があったわけでありまして。補助額は申請内容によって異なるわけでありまして、上限100万円までという補助を受けることができるわけでありまして、雇用条件に係る要件もありまして、一定のハードルによって起業に結びつかないという事例もあるのではないかと考えられます。これらの事業についても、まだ多くの起業に結びついていないわけでありまして、まだ数は少ないわけだ。ただ、これは継続して取り組みながら、この町の魅力を発信して、みなかみ町に新たな産業の業態の事業者が展開されることを、心から期待をしているところでございます。

3つ目としては、2019年度、昨年11月から、町内での買物でも便利に使えるという、町のユネスコエコパークへの取組の応援への関係性も構築しようという目的から、MINAKAMI HEARTカード、いわゆるポイントカードサービスが開始されました。事業費は525万円というふうに見ております。現在加盟する店舗が117店、会員数は1,928人がこれを利用しているというふう聞いております。令和2年度からは、町で実施する各種の健診あるいは健康教室、こういった受講でもポイントがたまるようになるというふう聞いておりますけれども、このシステムによって消費傾向というものも把握できる。いわゆるマーケティング機能もついているということで、加盟店へのメリットも十分考えられるというふう考えております。

ただ、高い理念を持った事業でありますけれども、町民、とりわけ高齢者の人にとっては、申込書にインターネット関連の記入箇所があるとか、あるいは健診会場でも発行できるという旨の文字が小さ過ぎて目に止まらない、あるいは商工会によるM i n a c aとの混同、こういったものも、お年寄りから声が聞かれています。意義あるせっかくの事業でありますので、多くの町民に利用してもらえるような取組、PRの仕方について、今後とも検討をしていただければというふうに思います。

次に、農業保全と農地の生かし方であります。今、多くの農村が高齢化あるいは後継者

不足、そして有害鳥獣、こういったものに農作物被害などが課題を抱えていることは、御存じのとおりだと思います。本町はこれに加えて、中山間地域としての地理的条件の中で、狭小でかつ傾斜地といった農地環境を持つ集落は多いわけでありまして、こうした地区では、耕作に、あるいは農地の保全等に多大な労力をかけなければならない、そういった状況にあるわけでありまして、こうした諸条件のために、耕作放棄あるいは山林化、あるいは離農、こういったものにまで至るケースも聞かれておりまして、大きな課題の一つではないかというふうに考えております。

国や県におきましても、耕作放棄地の解消に向けた事業も、これまでも推進してきておりますし、本町でも荒廃農地再生利用促進対策事業、これに取り組んでおりまして、耕運機あるいはクラッシャーによって山石の処理、こういったものを重機を用いた整備によりまして、本年度2.7ヘクタールが優良農地に再生をされました。この事業の推進に当たりましては、再生作業の前後の状態、あるいは工事を見ながら再生作業の周知を図れるような、そういった実演会も開催しながら、農業者あるいは関係者への認識を高めるなど、事業を拡大するための取組もされてきているようでございます。

こうした、出来上がった農地を、農地中間管理機構を利用いたしまして、担い手への集積も期待できるだけに、今後もさらなる事業推進を期待したいと思っております。

ただ、こうした事業につきましても、多くの荒廃地を解消するということには、難しいだろうというふうに思います。町内には、過去において、農業経営の拡大あるいは効率化のために、多くの地域、圃場整備事業が実施されまして、農業経営の効率化や生産性の向上に寄与していることは言うまでもございません。ただ、事業実施後、時間の経過がありまして、社会環境や農家自体の状況変化、そういったことによりまして、せっかく区画整理あるいは農道整備をした土地が、耕作されていない状態の農地が多い地区も見られるわけでありまして、条件が整備されている農地だけに、関係農家の意向をしんしゃくしつつ、新たな活用方法も見だし、土地利用の一つの方法として、まちづくりの一環として、積極的な対応をお願いできればというふうに思います。

以上、要望事項を含めて、意見書として記したわけでありまして、本町の将来に向けまして対応を望みたいと思っております。

令和元年度決算につきまして、出納関係帳票及び証書類を照合し、その内容を試査の方法により審査した結果、一般会計、特別会計及び企業会計を通じ、関係会計処理につきましては、適法、適正であるというふうに認めましたので、報告をいたします。

終わりに、議員諸兄並びに町関係者の皆様方のこれまでのご努力に深く敬意を表するとともに、今後とも、みなかみ町の健全な発展のために、ぜひご努力いただければというふうをお願いを申し上げまして、意見報告とさせていただきます。

議長（小野章一君） 以上で決算審査の報告を終わります。

大変ご苦勞さまでございました。

これより質疑に入ります。

認定第1号から認定第6号までについては、後日、連合審査会を開催しますので、詳細な質疑につきましては、連合審査会にてお願いをいたします。

まず、認定第1号、令和元年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて認定第1号の質疑を終結いたします。

次に、認定第2号、令和元年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて認定第2号の質疑を終結いたします。

次に、認定第3号、令和元年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて認定第3号の質疑を終結いたします。

次に、認定第4号、令和元年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて認定第4号の質疑を終結いたします。

次に、認定第5号、令和元年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて認定第5号の質疑を終結いたします。

次に、認定第6号、令和元年度みなかみ町水道事業会計決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小野章一君) ありませんので、これにて認定第6号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第1号、令和元年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号、令和元年度みなかみ町水道事業会計決算認定については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小野章一君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号、令和元年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号、令和元年度みなかみ町水道事業会計決算認定については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第20 議案第76号 令和2年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)について

議案第77号 令和元年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議長（小野章一君） 日程第20、議案第76号、令和2年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）についてから議案第77号、令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第76号、第77号について、一括してご説明をさせていただきます。

まず、議案第76号でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,754万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億5,747万4,000円とするものでございます。

歳出補正の主なものですが、2款総務費、1項総務管理費5,373万2,000円の増額は、普通財産除却整備事業4,440万円、地場産業振興対策事業480万円が主なものでございます。3項戸籍住民基本台帳費926万2,000円の増額は、制度改正に伴いシステム改修を行うものでございます。

3款民生費では、2項児童福祉費450万円の増額は、児童福祉施設等に対する新型コロナウイルス感染症対策のための国・県からの補助事業となっております。

6款農林水産業費では、1項農業費の620万円の増額は、地域の農林水産物利用促進事業250万円、水紀行館管理運営事業220万円が主なものです。2項林業費240万円の増額は、薪ストーブ等設置費補助事業です。

7款商工費では、1項商工費4,600万円の増額は、臨時特別商品券事業4,900万円が主なものです。2項観光費272万1,000円の増額は、誘客多角化滞在コンテンツ造成事業950万円、観光センター改修事業220万円が主なものです。

8款土木費では、2項道路橋梁費245万円の増額は、橋梁長寿命化事業です。4項都市計画費では、2億8,872万8,000円の増額は、町道アフトヤゲ線整備事業が主なものです。

9款消防費では、1項消防費1億6,676万4,000円の増額は、防災行政無線整備事業等になります。

10款教育費では、1項教育総務費1,128万円の減額は、中学生海外派遣事業等で、5項社会教育費2,331万円の増額は、中央公民館改修事業2,470万6,000円が主なものです。6項保健体育費1,273万8,000円の減額は、全国高等学校総合体育大会事業等でございます。

11款災害復旧費では、2項土木施設災害復旧費550万円の増額は、過年度の災害で被災した護岸の復旧工事を行うものです。

なお、減額した事業につきましては、主に新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、中止されたものでございます。

財源となる歳入補正ですが、主な内訳は、国庫支出金4億3,389万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億4,737万5,000円、社会資本整備総合交付金6,500万円が主なものです。繰入金2億8,253万円の減額

は、財政調整基金等です。町債3億9,810万円の増額は、合併特例事業債2億5,760万円、緊急防災減災事業債1億6,760万円等となっております。

なお、債務負担行為の補正につきましては第2表、地方債補正につきましては第3表のとおりであります。

次に、議案第77号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,580万円とするものでございます。

歳出補正につきましては、2款下水道事業費、1項公共下水道費680万円の増額は、公共下水道建設事業です。

財源となる歳入補正につきましては、町債640万円の増額が主なものです。地方債補正につきましては、第2表のとおりでございます。

以上が下水道事業特別会計の補正内容であります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小野章一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第76号、令和2年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）についてから議案第77号、令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの質疑以降について、後日の本会議において審議したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号、令和2年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）についてから議案第77号、令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの質疑以降については、後日の本会議において審議することと決定いたしました。

日程第21 一般質問

通告順序1 11番 石坂 武 1. 両支所等今後の組織の考え方は
2. 都市計画区域見直しへの取組は
3. 職員の勤務状況は適切か

議長（小野章一君） ここでお諮りいたします。

今、時間が11時半を回っております。1名の一般質問を午前中に行ってもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小野章一君） いいですか。

それでは、日程第21、一般質問を行います。

一般質問については、6名の議員より通告がありました。

本日は3名の方の質問を順次許可いたします。

まず、11番石坂武君の質問を許可いたします。

石坂武君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) 11番石坂、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

本日は、3問質問をさせていただきます。3問ともに、既に一般質問をさせていただいている内容の再質問ですが、3問共通で言えることは、当時回答された内容が守られていない、遂行されていないということで今回の再質問に至りました。

なお、同内容・同趣旨の一般質問については、1年以上の期間を空けるという慣例、先例になっていますので、当然今回もそのルールを守った中で質問をさせていただきます。

大変前置きが長くなりましたが、それでは1問目に入ります。

1問目、両支所等今後の組織の考え方ということで質問をさせていただきますが、これについては2017年6月ですから、3年3か月前、当時の岸町長に対し、両支所の職員減の考え方について質問をさせていただきました。合併当時385名という正規職員が、前回質問時には240名という目標数を達成した現状において、両支所の職員数については、これ以上の減は考えていないかと質問したところ、広い町であることから、新治支所、水上支所に一定の職員がいる必要があると考えていると回答し、さらに当時現行の機能を維持していくとも回答しております。この回答について、当時副町長であった鬼頭町長、どう捉えているか、まずその点をお聞きしたいと思います。

議長(小野章一君) 町長鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 岸町長の時代の答弁についてどう思うかというご質問だと思うんですけども、私当時、副町長でお世話になっておりましたので、その答弁内容は十分承知はしているつもりです。

まず、長が替わってからの前の長の答弁が、それ以降替わられた町長が引き継ぐのかというのは、それは私はちょっと違うんだと思うんですよ。4年に一度町長選挙があるわけですから、そこで町民の負託を受けて町長に出てきた人が新しい町長になるわけですから、それは当時の町長と前の町長が答弁された内容が変わるというのは、当然あり得ることかと思うんです。それは、今の町長の考えで行政執行は行われるべきものという理解をしていると。

ただ、今の質問については、私は当時副町長でいましたので、答弁の内容も聞いていますし、全くそのとおりだというふうに思っていますので、引き継ぐものではありませんけれども。

ただ、合併当初、三百八十何人かいた職員が、現在220名まで減ってきております。それは、人口減少を迎えて、みなかみ町が行政運営をしていく上によっては、職員数を減員したり、いろいろなものを整理していかないと、行政運営ができなくなってくる。それは、

石坂議員も十分お分かりだと思いますので、そういった意味で、職員の数を減らしたり、仕事もアウトソーシングしたりして対応している状況でございます。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 町長の今の考え方は分かりました。ただし、この質問については、広い町であるとかもろもろの理由からして、あまり180度変わるものではないんだろうと、そういうふうに思っています。

さらに、当時現行の機能を維持していくというのは、当然の目標だとも回答しています。この回答について、町の最高責任者である方、町長の発言ということで、町長替わっておりますけれども、大変重要で意味のある回答だと思いますが、その点の見解を伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 当時の町長の発言ですから、それは大変重みのある発言だというふうに理解はしています。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 私としては、過去にこういった回答があったということで、もし変わるということであるならば、そういった部分についての説明も随時なされるべきではないかと思っています。

さて、そこで問題なのが、現在の職員数です。当面現行の職員数、機能を維持していくと回答しておきながら、何ら事前説明もなく、当時の職員数に対し、通告時は両支所ともに2名減の状況でした。9月の人事異動で、新治支所の産休職員が復帰し、4月、水上支所から新治支所に異動した職員が、9月、水上支所に戻りました。これについては、6月に区長会水上支部長名で要望書が提出されたことも意識しているのか、あるいは4月異動そのものに甘さがあったのか、見解を伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 職員数の最近の数値なんですけれども、平成30年度は233人、令和元年度が227人、今年度が220人というふうに推移しております。合併後、地方交付税が一本算定されて減額されていく中で、経常経費の多くを占める人件費を慎重に見定めながら定数の削減を進めています。

29年6月議会の際、岸町長が、先ほど石坂議員がおっしゃった、現行の機能を維持していくというのは当面の目標だと思っています。全体の職員の削減の話をしたが、それが支所を先行して削減するという条件にはないだろうという認識を持っていると、そういう答弁されています。私も同様に、そういうふうに思っていますけれども、同時に、現状においては、今後のさらなる少子高齢化に対応して、人口減少が急速に進んでいく中で行政運営を鑑みますと、定年延長が導入されてくる流れにも対応していくために、定員管理が必要というふうになってきます。

昨年度の定員管理調査において、人口規模、産業構造が類似している団体との人口1万人当たりの職員数と比較すると、平均175人対して、みなかみ町は204人と29人多

い状況でありました。多い状況ということであっても、本町のように面積が広くて、行政サービスが広範囲に及ぶことを考えると、一概に比較することは無理かなという気がしますが、しかし、今後の人口減を見据えれば、適正な行政規模と少数精鋭な行政運営は、不可欠となってきたのではないかと気がしております。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 9月異動で、両支所ともに1名の改善がなされたと。ではあるけれども、当時一定の職員がいる必要があり、当面現行の機能を維持していくとの回答が、現状、さっきは平行線をたどるんでしょうけれども、守られている状況にありません。

両支所に限らず、全ての職場に共通して言えることは、業務を行う上で、職員は町民皆さんに対しての公僕、すなわち町民の皆さんに対しての奉仕者であると思うわけですが、こういった状況では、奉仕者の使命も果たせないのではないのでしょうかということで、奉仕者の捉え方を含めて、見解を伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 現在の支所の職員数だと、行政サービスができないんじゃないかというお話だと思うんですけども、正規職員の減少に伴って、今年度においては、水上支所が10名体制、新治支所が12名の体制でスタートしています。町全体の職員数は、昨年度との比較で7名減になっています。そのため、毎年度ごとに業務量や公務の内容等を精査し、最少の経費で最大限の住民サービスが行えるよう、各所属のバランスを勘案して職員の配置をしています。

そのような中、獣害対策の強化を図るため、9月1日に、先ほど石坂議員がおっしゃった、新治支所勤務の職員が1名、育児休業から復帰したこともありまして、獣害対策担当職員の人事異動を行って、水上支所を11名体制とさせていただきました。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 3年3か月前の一般質問に対する回答は、繰り返しますけれども、当面現行の機能を維持していくというものです。3年ちょっとの間で、当面の期間ではあるのではないかなというふうに私は解釈しているわけですが、そういったことの中でいくと、守られていないんだと。この8月に、さっき町長触れましたけれども、両支所に2名減であって、現状1名減という、そういう状況になっています。町長の回答は、町長が替わったとしても、大変重く責任のある回答だと思うわけですが、いとも簡単に、私の感覚としては、回答が無視されて、破られているのではないかなというふうに思うわけですが、その点の見解を伺いたいと思います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 別に、石坂議員に対する回答を無視しているとか、そういうことでは決してございません。

現状、職員数がどんどん減っていく中で、先ほども申し上げましたように、年度ごとの業務量、公務の内容等を精査して、必要最小限の人員で住民サービスが行えるように人員

配置をしているんだと。たまたまその中で、今年度の当初については、水上支所においては2名減をさせていただいたということになるかと思います。

人員ばかり見られると、なかなか対応していないんじゃないかと、維持していないじゃないかと言われるのかもしれませんが、やはり支所機能を維持できなくなるような減員をすとか、そういうことは考えていませんよと。今の機能を維持した、維持できる最低の人員は確保していきたいと、そういう考えで岸町長もいたんだと思います。私もそういう考えです。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 昨シーズンは積雪が非常に少なかったということも原因なのか、あるいは、せっかく分離した支所長と除雪センター長がまた兼務に戻ったと、そういった状況もあるわけです。また、その他の業務においても、名刺に幾つも羅列をした中で、兼務という状況が多々見受けられるわけですが、どこに軸足を置いて業務をしているのかということの大変な戸惑いも、職員の中であるのではないかと思うんですよ。

当時、町長より、職員減に伴い、全体の中で外部化を進めて、安定的に外部化について町民の方々の理解を得ながら進めたという発言、回答しているわけですが、その点はどういう状況ですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） ご承知のとおり、水上支所については、除雪センターが今まで水上にあって、直営の除雪業務をそこでやってもらっています。今年度から、それをアウトソーシングしようということで、水紀行館に除雪業務をやっていただくようになっています。そういった、日々アウトソーシングできるものについては常に研究を進めて、できるものから取り組んでいこうと、そういうスタンスでやっているつもりです。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 関連で伺いますが、カルチャーセンターについてということで、以前、指定管理への動きがあって、公募をかけたが不調に終わり、現状そのままの状況になっていると思います。

先般、7月だったと思うんですが、全員協議会の席上、来年度、指定管理に向けて準備をしているとの説明があったと思います。その間、本日までちょっと期間が空きましたので、進捗があるものであれば、その辺を教えてくださいと思います。

議長（小野章一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 石坂議員のご質問にお答えいたします。

カルチャーセンターの指定管理についてですが、現在、一般公募に向けて日程を調整しているところでございます。9月下旬に募集を開始し、およそ1か月間募集したいと考えています。その後、11月に開催が予定されております、みなかみ町公の施設指定管理者選定委員会において、応募内容を審査していただきまして、決定する予定でございます。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 気になるのが、来年度から指定管理による対応が見込める状況なのか否か、その辺のことをちょっと、説明できる範囲でお願いしたいと思います。

議長（小野章一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 現在、まだ公募はしていないんですけども、去年公募したという経過がありますので、複数から問合せがありまして、昨年度よりは応募の可能性があると感じているところでございます。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） まだ感覚の範囲なんでしょうけれども、それでは来年度に向けて指定管理が見込めるのではないかなという程度の状況ということでしょうか。

議長（小野章一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 実際、問合せの内容等を館長から聞きますと、かなり意欲的という団体もございまして、指定管理が見込めるのではないかなと推測しているところでございます。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 指定管理の公募条件について、不調に終わった前年度から、公募条件において特筆すべき変更点があるようでしたら、その辺を教えてくださいたいと思います。

議長（小野章一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） カルチャーセンターの運営には、照明や音響、舞台装置の操作など、専門的な技能と知識を持った人材の確保が必要になるんですけども、昨年度、その辺の費用の見積りが少し低かったのではないかとこのところが、一番今回見直したところでございます。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） それでは、1問目の最後に伺いますけれども、先ほど来、数字が出ています、数字というか話が出ていますけれども、正規職員の数は減りました。定年退職され再任用されている方や、出向、派遣、臨時、あるいは今話が出たように指定管理を含めると、総体でどの程度の職員が携わっている状況でしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 正規職員は減っていると。その認識は、同じだと思うんです。石坂議員は、臨時職員だとか、会計任用職員だとか、そういうのを入れるとちょっと減っているんじゃないかというお話なのかなと思うんですけども、今現在、みなかみ町で社会保険に加入をさせた臨時職員数と職員等を含んだ職員総数、平成29年が336人、平成30年度は

324人、平成31年度が328人、令和2年が306人というふうに減少してきています。令和2年と平成29年では、30人ぐらい減っているということになっています。職員を減員しながら、指定管理などの外部委託化を進めていくという状況です。

決算で見ますと、人件費で比較しますと、平成29年度が21億700万円、令和元年度が20億3,400万円で、7,300万円ほど減額されているということです。

これからも、会計年度任用職員制度移行に伴う人件費の上昇とか、物件費や扶助費の推移を考慮しながら、定員管理に努めていきたいと思っています。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 指定管理も相当出ていると思います。そういった部分を加えると、総体的にそう減っていないのかなという感覚になるわけですがけれども。まあ、それは質問ではありませんので。

また、カルチャーセンターが指定管理ということになると、正規職員2名配属されていると思いますけれども、そういった部分の対応もできると。そういうことも申し上げておきたいと思います。

また来年度は、4名ほどの職員を採用する予定のようですがけれども、職員体制が、常に申し上げています、逆ピラミッド状態にならないように、計画的な人事管理がされ、公僕としての業務が粛々と遂行されるようお願いして、2問目に移りたいと思います。

次に、2問目については、都市計画区域見直しに向けてです。これにつきましても、2018年12月、これについては現町長に対してです。町長が替わったという話は通じないのかなと思うんですがけれども、町長就任後、最初に質問させていただいた、大変印象深い質問です。

藤原地区を除く大穴以北について、下水道の取り込みという主目的が実施される状況が全くないのに、永遠に都市計画税を課税し続けることに問題がある旨、質問をしたところ、町長、見直しを行っていく必要があると回答していることと、多少時間がかかっても、地域住民皆さんの理解が得られるような方法で進めたいと回答をしています。若干矛盾する回答かもしれませんが、併せて早急に理解が得られるような方法で進めたいとも言っているわけです。

既に質問してから1年9か月という期間、時間が経過しております。多少の時間以上が経過しているのではないのでしょうか。私が質問してから相当な期間がたっているということと、主目的が実施される見込みが全くないのに、数十年間の期間、課税をし続けるということを考えると、あまりにも誠意のない対応と言わざるを得ないと思うんですが、見解を伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） もう2年前になるんですかね。12月議会で石坂議員に質問された、私、町長に就任して初めてだったので、非常に緊張して答弁させていただいたという覚えがあります。

今の水上地区の都市計画については、以前から本当は変えたかった、そういう認識では

いました。ですから、当時、なったばかりだったんですけれども、どういうことが出るかも分からないのに、これは見直しが必要ではないですかねという、そういう答弁をさせてもらったような記憶がございます。

1年何か月かたっていますけれども、その間何もやっていないんじゃないかという石坂議員のご指摘ですけれども、決してそんなことはございません。やっぱり都市計画の見直しを進めるに当たっては、群馬県への相談とか協議を進めてまいりました。県からの指導で、都市計画の見直しの前段として、みなかみ町都市計画マスタープランというのがあるんですけれども、それをまず策定が最優先だというご指導をいただきました。本年6月に、町の都市計画審議会においてマスタープランを決定していただきました。その後、7月22日までパブリックコメントの実施をしまして、役場各課への意見聴取、また8月に入って、群馬県の各課での意見聴取を経て策定となり、今回の8月に行われた区長会水上支部会議に間に合うことから、そこで区長さんに説明をさせていただきました。

それから、水上地区の都市計画税の徴収が始まったのは、昭和53年というふうに聞いているんですけれども、それから既に長い年月がたっているわけですけれども、課題はあるという認識は、皆さん一緒だったんだと思うんですね。当時の首長さんも議員さんも、地域の住民の方も。それが、なかなか整理できなかつた、それで今に至っているという認識で私はいるんですけれども、やはり、それだけ年数がかかっても、なかなか整理できない。それが、私になってから1年、2年で片づくというふうには決して思っておりません。やはり、地域の皆さんのご理解をいただくためには、丁寧な説明をしていかないとはいけません。時間をかけてもやはりご理解いただくと、こういう手続をしていくべきだというふうに思っていますので。

ただ、役場の段階では、少しは検討は進んだかなという段階に来ていますので、スピードを加速して、住民の皆さんの期待に応えられるような説明をしていきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 当時、大変緊張していたということですが、私はそのようには見えなかったんですけれども。

議事録を見ても分かる通り、見直しを行っていく必要があるという回答はしております。それと、地域住民皆さんの理解が得られるような方法で、進めたいということも言っています。それで、若干矛盾がすると、さっき言ったんですけれども、早急に理解が得られるような方法で進めたいとも言っておりますので、その辺、認識しておいていただければと思います。

また、先月21日、区長会水上支部の会議が開催されました。そのときに、関連の説明がされましたが、それ以前の12日に、私、一般質問の通告を出しております。それを見て、1年9か月何もしていないのに、慌てて21日の水上支部の区長会にて説明をしたように思えてなりません。その辺はどうでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 決して、そういう意識はなかったんだと思うんですけども、ただ、8月に入って、群馬県の各課からの意見聴取も終わって、町のパブリックコメントも終わって、マスタープランを認めてもらったという段階になりましたので、タイミング的に区長会の水上支部の総会が開かれるという話がありましたので、説明をさせていただきました。

一般質問の通告に絡んでしまったことは、今後は気をつけたいというふうに思っていますけれども、まずは一日も早く地域の皆さんへ説明をして、ご理解をいただきたいという思いでやったということで、ご理解いただければと思います。

議 長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） いろんな項目の中で、随時丁寧な説明がされていれば、こんなことの指摘はされないんだと思うんですよ。日にちが、偶然か何か知らんけれども、マッチしてしまったと、そういったことがある。また、ここで指摘させていただきますけれども、さっき回答されたかもしれませんけれども、9月定例会の一般質問の通告が12日から19日、議会運営委員会が25日。便宜的にやっているんでしょうけれども、本来はそれ、議運が終わった後に示されるんで、その前に動きがあるということは、これ問題だと思うんですけども、その辺の見解はどうですか。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 議員さんの一般質問を意識して町も行動を起こしているというふうに、私は理解していないんですけども、それは決まったこととか、決まった時点とか、町民の方になるべく早く決まったことをお伝えしたいと、そういう時間の中でなっているんだというふうに思いますので。

議 長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） そうすれば、他意はなかったんだということで受け止めておきますけれども。私の質問以降、本日まで1年9か月、何回も繰り返しますけれども、要するに、地元住民の皆さんに対し、理解が得られるような方法で進めてこなかったということですよね、結果として。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 結果として、住民の方の説明まで行っていないということだと思います。取りあえず、区長さんに説明をさせていただきました。それで、これから各地区に伺って、町民の方に説明をしていくということになってくるんだと。その意見を伺いながら、じゃ、どうしてこうかという議論になるんだと思うんですけども、それらを伺いながら、最善の策を決めていきたいというふうに思います。

議 長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） さっきとダブります。課税は昭和53年からということで、町長のお話にあったとおりです。だとすると、40年以上の課税状況ということになっているわけです。それで、その当時は下水を取り込むということがあったんですけども、ある期間からは、

全くそれがないというようなことになっていたわけですよ。ですから、もう少し早く対応ができたのではないかなと思うんですけども、率直なところ、その辺の思いはどうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 都市計画税は、石坂議員ご承知だと思うんですけども、目的税ですよ。

都市計画事業に充てる財源としていただいているという認識だと思うんですけども、都市計画事業というのは、下水道だけじゃないと。都市公園もあれば、都市計画道路もあれば、いろんなものがあるわけですよ。現在、月夜野地区も、都市計画税をいただいて都市計画事業を進めていますけれども、まだ現実的に、下水道も整備されていないような地区もあります。それは、やはり都市計画道路の絡みであったりしますけれども。

ですから、町が計画を決めたんですから、今度はその計画に沿って粛々と進めていくのがその計画だと思うんですけども、たまたま財政事情とか、そういうことで、進めていけなくなるということも十分考えられますけれども、そういった場合には、気がつけば、なるべく早く、いろんな角度から検討を進めるべきだったんじゃないかなというふうに思います。

ただ、先ほども言いましたけれども、当時関わった皆さんは、承知はしていたけれども、なかなかそれが、検討が進まなかったと、問題が大き過ぎたというんですか、そういうこともあると思いますので、私にも荷が重いかもしれませんが、少しずつ前に進むような方策で考えていきます。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） また、当時、今後は関係部局とも連携しながら、また地域の皆さんの意見も伺いながら、地域に合った汚水処理の計画等を検討していきたいともいう回答をしているわけですけども、その点どうですか。簡単をお願いします。時間ないので。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） そのとおりです。役場の中も、詳細な検討が済んでいるわけではございません。じゃ、都市計画税はどうしようかと、具体的な方向が決まっているわけでもありません。やはり、役場の関係部署で細かい詰めを行って、住民の皆さんが不安に思うような提案はできませんから、町の中でしっかりとした議論をして、町民の皆さんに納得していただけるような方向を示して、町民の理解をいただけるようなことで進めていきたいというふうに思います。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） その場合、具体的に事業が展開されるときに、長時間迷惑をかけたということの中で、補助だとか、諸経費の負担だとか、そういったことについて十分配慮が必要だと思うわけですけども、当然その考えもあると思うんですけども、その点の考え方。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） それについては、いろんな議論があるんだと思うんですけども、私がここ

でこうだと言うのは、ちょっと避けたいと思います。それは、皆さんの議論を待って、町のほうで決めていきたいというふうに思います。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） ぜひ、早急な対応をお願いしたいと思います。

次に、下水道に関するアンケート調査も以前実施して、その辺も前回確認をさせていただきました。その時点で、公表はされていませんでした。前回の質問に、公表に努めていきたいとの回答を受けていますが、その点どうなっているか。

また、広報8月号には、町民アンケートの結果が公表されたり、教育委員会で実施した利根商生に対するアンケート調査も公表されたりということで、具体的に対応する課と、そうでない課とあるように思えてなりません。何か原因があるのか、意図的なものなのか、その辺、簡単にお答えください。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 今回は考えがあってやったかというところ、そういうことではないんだと。単なる担当課の意識が足りなかったんだというふうに思います。下水道アンケートについては、ご指摘いただいたとおり、公表されていない状況であります。早急に公表をさせていただきたいというふうに思います。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） それこそ、今公表して意味のあるものなのかどうかというのも疑問が残るわけですけども。要は、役場内においては検討してきたということのように、相対的に取れます。そのこと自体、再質問があるまで、地域住民の皆さんにはもちろんのこと、我々にも全く周知がされず、結果として前回の回答内容が全く進んでいないということが現実です。特に意識してほしいのが、さっき町長触れておりました、都市計画区域に設定して都市計画税を課したときの説明は、ほかの項目も、公園だとかあるんですけども、下水道を取り込むということで説明をしておりました。それを、私はその当時のみなかみ町の職員であり、ある意味その部分の証人であります。いずれにしましても、今後このような疑問が残るような対応は、厳に慎んでいただき、速やかに適切な業務を遂行していただくことをお願いして、最後の質問に移ります。

最後、3問目は、職員の勤務状況は適切なのかということですが。これも大分前、2014年の12月に、当時の岸町長に対して質問した内容です。当時、鬼頭町長も副町長として同席していたので、当然承知をしている部分と思いますが、当時、勤務状況は適切に行われているか伺ったところ、残業等過度な勤務状況が見受けられるので、適正な業務配分、人員配置を進めていくとの回答がありました。5年9か月が経過した現状においても、全く改善が見えないように思えてなりません。改善に向けての考え方、取組について伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 前の質問が2015年ですよ。

(「14年12月」の声あり)

町 長(鬼頭春二君) そのときから何もしていないんじゃないかというお話ですけれども、そういったことではございません。事務事業の精査とか、ノー残業デーの推進、連続した有給休暇の促進などに取り組んできました。職員数が減っていますので、なかなか有給休暇の取得とか、なかなか極端に取得率が上がったとか、そういうことはございませんけれども。

職員配置について一つ例を挙げますと、観光などを担当している部署の時間外勤務についてご指摘をいただいたというふうに記憶しています。平成27年4月の観光課の職員数は15名でありました。組織体制とか業務量、繁忙期などの精査を行いまして、令和2年度においては職員数18名、観光協会へ2名、合わせて20名の職員配置をして業務の執行をさせてきました。5年前と比較しますと、5名増員が図られたということになります。一概に配置されます職員数が多ければよいということでもないのかもしれませんが、しかしマンパワーというのは、やっぱり大きな力になるというふうに思っています。

こういったことによって、職員1人当たりの業務の平準化を行って、個々の負担の軽減を図っております。

議 長(小野章一君) 石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) 次に、当時、現役職員また退職後間もない職員を含めて、体調を崩す職員が続出して、現に死者まで出すという現実がありました。現在の状況においても、体調を崩している職員が多数見受けられます。

そこで、職員の勤務実態について伺いたい。残業の実態、年休、代休の取得状況を教えてください。

議 長(小野章一君) 町長。

町 長(鬼頭春二君) 時間外勤務の話ですけれども、平成30年度は、職員1人当たりの月の平均時間外勤務時間は12時間でありました。月の最大勤務時間が96時間でありました。主な業務内容は、時間の長かった時間外、業務内容なんですけれども、会計検査の対応業務であったというふうに聞いています。

また、令和元年度は、職員1人当たりの月平均時間外が13.2時間であります。月の最大勤務時間は、土日も含めまして157時間でありました。ここはちょっと増えていますが、前年度より増えています。主な内容は、観光の業務であります。

石坂議員もご承知だと思うんですけれども、通常の勤務時間を超えて職務する必要がある場合には、上司の許可を得て時間外勤務を行うというふうになっています。土日についてもそうです。そういったことでやっていますので、管理職の職員の皆さんに、もう少し意識改革をしていただいて、時間外を少なくするような対応を取ってほしいというふうに思います。

議 長(小野章一君) 石坂君。

(11番 石坂 武君登壇)

11番(石坂 武君) 課によっては、さっき町長が言いました、曜日に関係なく、時間に関係なく勤務している状態があるわけです。その点、今お話をされましたけれども、その辺の解消

に向けて、ケアも含めてどういうふうに考えていますか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） なかなか、これをやれば少なくなるというふうにならないんだと思うんですよ。例えば、職員を増やせば、それはそれで少しは解消になるのかなというふうに思います。職員数を減らしているような定員管理をしているところで、そんな乱暴な話はできませんし、いろんな角度から見ていけないといけないかなというふうに思っています。今現在やっている仕事を、もう一度一から洗い直すと。本当に必要な仕事なのかどうかということから洗い直して、必要ないものは整理していくと、それも必要だと思います。さらに、外部化もできるものがないとか、そういうものの検討も必要だと。あらゆる角度から業務内容を見て整理をしていけないと、なかなか職員の勤務時間を減らしていくということにはなっていないのかなという気がしています。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 代休の件に触れてあったんですが、回答がないようですから、数字がないということですか。ないのであれば、調べていただきたい。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 代休も、現実には土日は代休対応でやってもらっていますから、あるんです。その管理については、所属の課長に管理をお任せしていますので、資料的に集計はしていないんです。まだ、全部取っているという話は聞いたことがありませんので、かなり皆さん、取るのに苦労しているのかなという気がしていますので、それらも含めて、消化するような働きかけをするように指導していきたいというふうに思います。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） それイコール、年休の取得ができていないんじゃないかなということが心配な部分としてあるわけですから、もし調べられるようでしたら、今でなくて結構です、今後で結構ですので、調査していただきたいということは、まずここでお願いしておきます。

また、次に、1問目にも関連するんですけども、総体的なやり取りの中で、適切な業務配分、人事配置になっていないんじゃないかなという部分もあるわけですけども、その辺どうですか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町の仕事というのは、なかなかこの仕事は何人工ですよ、この仕事は何人工ですと、そういったマニュアルはないですから、例えば総務課なら何人いればいいんですとか、そういったことはなかなか決まったもので出ているわけじゃないんです。やっぱり、前年度、前々年度の勤務状況を見ながら、これ、今の人員じゃ大変だね、じゃ、人を増やそうとか、そういった感覚でやっていますので、適正な人員配置に努めていますけれども、なかなかその数字を掴むのが難しいというふうには思います。私も職員でありましたから、全体の仕事の職員配置というのは難しいなと常々思っていますけれども。

職員組合の皆さんとも意見交換をする場を年何回か持たせてもらって、やっぱり年休の

取得率が低いとか、残業が多いとか、そういうのは、本当残業が多いというのは、本当に業務量が多いのかなという気がしますけれども、年休の取得率が悪いなんていうのは、それはちょっと、忙しいというのものもあるのかもしれませんが、それだけではないのかなと。やっぱり、意識して休暇を取って、リフレッシュしていい仕事に結びつけようとか、そういう感覚で物事を見ていかないと、なかなか休暇の取りづらいというんですか、取れないというのが現実なのかなというふうに思いますので、職員組合の皆さんには、そういった意識改革までぜひ考えてみてくださいということで、お話はさせてもらっています。

ですから、これからもそういったことで、その中で、どうしてもここの職場は、そんなこと言ったって、今の人員じゃどうにもならないんだよとか、そういう話があれば、それは当然、定員管理の中では考えていかなければなりませんので、それはそれとして考えていきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） 私の感覚として、前に質問した5年9か月前と、何も変わっていないのかなというようにことが危惧されるところです。その間において、何か特別に、こういったことを新しくやっているんだよというのがあれば、ちょっと触れてもらえれば、簡単に、時間が。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 先ほどもちょっと言いましたけれども、今年の6月の課長会議において、定時退庁の推進、ノー残業デーの実施、夏期休暇・年次休暇の取得促進の取組を周知して、職員の皆さんにこの休暇を取ってもらう、そういった取組もしています。

私、実は夏休みってないんですけども、職員は今年から5日になったんです。ぜひ、連続して取るようにしてくれと。やっぱり、1日、2日が多いので、やっぱり5日間続けて取ることによって、気分的にリフレッシュができるんだと思いますので、ぜひそういう取り方をしてくれということで、お願いもしたりしています。

実は私、年が明けてから、去年なんですけれども、5日間連続で夏休みを取りました。私の場合、5日休んでも、そんなに業務に影響はなかったんですけども。ただ、職員の皆さんも、そうやって連続して取っていただいて、リフレッシュしながらいい仕事をしていただきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 石坂君。

（11番 石坂 武君登壇）

11番（石坂 武君） ぜひ、それが実行されるようお願いしたいと思います。

また、時間が残り少ないので、最後にまとめますけれども、ちょっと町長、耳の痛い、きつい言葉になるかもしれませんが、他意はありませんので、聞いていただければと思います。

3問共通に言えることは、当時の質問に対し、私としては、その場逃れの回答をしておけば事は済み、喉元過ぎれば何とやら程度の、気持ちのこもらない回答であったと言わざるを得ません。議事録に残るということを意識してほしいと思いますし、一般質問の場は、

大人と大人の真剣な質疑の場とも考えております。

いずれにしましても、新型コロナウイルス感染症対策と大変な状況下にあるということは、理解しているつもりです。繰り返しになりますが、適切な業務配分、人員配置に努めていただき、職員皆さんが心身共に健全の中、町長を先頭に一致団結して、この難局を乗り切っていただくことを期待して、質問を終わります。

議長（小野章一君） これにて、11番石坂武君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を1時30分といたします。

（12時23分 休憩）

（13時30分 再開）

議長（小野章一君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

通告順序2 4番 阿 部 清 1. 危機管理道路建設の促進

議長（小野章一君） 4番阿部清君の質問を許可いたします。

阿部清君。

（4番 阿部 清君登壇）

4 番（阿部 清君） 4番阿部清。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日につきましては、危機管理道路建設の促進ということで関連した事業について2問質問させていただきます。

初めに、水上地区の地域住民から平成21年3月に迂回路としての道路整備を求める陳情書が提出され、同年6月定例議会で案件として採択されている内容です。また、平成26年に同僚議員が取上げた関連質問になります。この要望内容は、利根川左岸バイパスの建設計画で、鹿野沢から大穴、幸知、綱子、向山、栗沢につながる利根川左側の対岸を通る全長5.5キロの新道路建設で、途中にトンネルと最終地点に橋を架ける構想です。当時の岸町長の見解では住民の安心・安全を確保することは何よりも優先する。今までも町として要望してきた。これからも県道としての整備を県に強く働きかけていくとの答えでした。以前の質問から6年経過しましたが、その後の進捗状況を伺います。

議長（小野章一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 阿部清議員のご質問にお答えをいたします。

平成10年の8月27日から29日にかけて発生した豪雨災害は、累計雨量で水上観測所499ミリ、藤原観測所409ミリの豪雨に見舞われました。当初は、栗沢以北の主要地方道水上片品線及び町道栗沢西線が通行止めとなり、さらに28日、29日においても中部、南部と被害が拡大し、国道291号及び県道や町道の沿線で約15か所の沢から土

砂が流出し町道においては橋梁も2橋が被災を受け、様々な道が寸断される事態となりました。また、平成14年7月10日に大穴地内の小仲沢で土石流が発生し数日間にわたり国道291号が通行止めとなり、小仲沢以北においては孤立した状況となりました。

阿部議員ご指摘のように、平成21年6月議会において水上地区の鹿野沢から栗沢までの道路整備について陳情書が提出され、産業観光常任委員会の審議の中で町単独の整備は難しいとし、国、県への働きかけをしてはとの委員長報告がされました。その後、採択をされまして同年8月21日に沼田土木事務所へ要望書を提出、現在も毎年みなかみ町土木行政懇談会等で要望活動を継続しているところでございます。

しかしながら、現在県が進めております県道整備プランの中で災害に強い道路基盤の整備では、緊急輸送路としての役割を期待している国道291号主要地方道水上片品線等の災害に強い道路を造ることを整備目標としている現状であります。引き続き要望活動を継続していきたいというふうに考えております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 平成14年の災害、またそれに関連したことで要望書を現在も出しているということですが、陳情書の提出から10年たってもやはり何も進展していません。そもそもこの計画、迂回道路の建設構想が大き過ぎたために一向に進まないのではないかと思います。県は鹿野沢から栗沢までの道路計画は地形的に厳しい、整備には膨大な費用と時間がかかるとの見解も示しています。現在、国、県においても経済情勢が厳しい中、新たな道路計画は難しいと思います。したがって、現在ある町道の整備を進めるべきだと思います。鹿野沢町営住宅横から旧奥利根館横にある紅葉橋までの約1キロほどの町道21号線、旧吉本線です。この路線の整備をしていただき、国道291号線につながるルートです。現在ある橋がすり橋のため、この橋の架け替えが必要になると思います。この橋が車の通れる橋となれば町道鹿野沢大穴線とつながり、災害時の迂回路はもちろん行楽シーズンの渋滞の緩和にもなると思います。この路線が整備されれば、また駅前商店街や温泉街、そちらのほうも車が通り活性化にもつながると思います。また、駅前通りから小日向地区を通れば月夜野方面や水上インターチェンジまでの迂回路にもなると思いますが、町長の見解を伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 鹿野沢21号線においては、紅葉橋が人道橋で現在危険箇所があるため通行規制を行っております。人道橋以外の道路においては特に問題なく利用できている状況であります。また、紅葉橋は利根川に架かる人道橋のすり橋で昭和39年3月に橋長47メートルで架設され、平成13年、14年に改修しましたが、近年において床板、高欄とも木製のため腐朽しております。平成30年度から通行の規制をかけている状況であります。昨年度、道路整備及び架け替えのため橋梁調査を行ったところ、用地関係やかなり高低差がありますとの問題がありまして、今後様々な点から検証を進め、道路整備及び架け替えについても精査する方向で考えております。

議長（小野章一君） 阿部君。

(4番 阿部 清君登壇)

4 番(阿部 清君) 今の説明ですと、町道と国道との高低差、また対岸の土地問題等問題はあると思います。ぜひそんな中でも前向きに検討していただければと思っております。

今回町では、新たなみなかみ町都市計画マスタープランの策定を進めてきました。都市づくりに当たっては中・長期的視点に立って進める必要があることから、20年後の町の姿を展望するものとして計画されました。計画対象区域は、行政区域全域を対象として計画を定めることになっています。防災に関する現状と課題では、本町においても地震災害や土砂災害、水害の発生が懸念されることを念頭に、避難路や避難地の確保と機能の向上に取り組む必要があるとされています。その他、道路全般の方針として災害時における孤立集落の発生を防ぐため、災害に強い道路基盤の整備に取り組むとともに、避難路となる町道、農道、林道の整備、改良に努めるとあります。この方針が当てはまると思っておりますが、町長の見解を伺います。

議長(小野章一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) マスタープランの中では、災害時における孤立集落の発生を防ぐため災害に強い道路基盤の整備に取り組むとともに、避難路となる町道、農道、林道の整備改良に努めますと記載されております。先ほどの回答と重なりますが、県が実施している緊急輸送路における落石対策や土石流対策等の施設を整備するなど災害に強い基盤の整備を推進するとともに、町道や農林道の整備、改良を通じて必要な対策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、みなかみ町は781平方キロと広大な面積を抱えています。それになおかつ山林が90%以上の面積を占めています。こういった地域では孤立集落の発生を防ぐには道路だけでは賄えないというふうに考えております。

現在、危機管理上、県の災害対策本部からの要請があれば、一度に31名搭乗可能な自衛隊のヘリによる緊急避難等も視野に入れております。県からの要請で60分以内に離陸して、さらに90分ほどで救出作業可能とのこととあります。天候等のリスクはありますが、そうした対策も考えていく必要があるというふうに考えています。

議長(小野章一君) 阿部君。

(4番 阿部 清君登壇)

4 番(阿部 清君) 災害時、道路からの避難のみではなく航空機、ヘリからの避難等も必要ということですが、この課題に対して実行するかしないかは町長の判断ですけれども、ぜひ道路整備ということで前向きに考えていただければと思います。

先日この路線下見してきました。鹿野沢側から入ってすぐのところに地元の人の畑がありましてほぼ毎日出入りはしているようです。また、この路線は上越線の線路沿いのため、線路の保守点検のためのJR関係者の出入りが多いようです。昨年まで線路沿いののり面工事をしていたので、工事区間までには多少草はありましたけれども普通に走れました。工事区間から先は、草刈りや路面整備が必要と思われました。橋の手前は草木が生い茂っており、先ほど町長が橋を規制していると言っていましたけれども、事実規制テープが貼られ渡ることができませんでした。橋桁も大分傷んでおり、補修が必要と思われま

成14年の大穴小中川の土砂災害時、孤立して帰宅できなくなった観光客や仕事帰りの人たちがこのつり橋を徒歩で渡って帰宅しました。現在のこの路線の管理体制を伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 先ほどお話いたしましたとおりです。紅葉橋については危ないので通行規制をかけているという状況です。そのほかの21号線については、他の町道と同様に管理体制は町で行っております。ただ、除草等については他の町道同様地域の方々の道路愛護作業等についてお願いできればというふうに考えています。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 有事の際に備えて、橋もできれば渡れるようにしてもらえればいいんですけども、その辺管理だけは徹底していただければと思います。

災害時にライフラインの確保とよく耳にします。このライフラインの確保という言葉は、1995年の阪神・淡路大震災のときに生まれた言葉です。一般的には、電気、ガス、水道、通信などの確保と捉えられがちですが、本来の意味は物資補給のための輸送路、生命を維持するための生命線、命綱という意味であり、道路維持や道路整備を意味します。現在中部地区、藤原地区の住民は唯一の命綱である徒歩で渡れる橋も絶たれています。町長には今の現状を見ていただき、今後の対応をお願いしたいと思います。

なぜ、鹿野沢以北の住民が迂回路の建設を望んでいるかというと、幾度となく災害による通行止めや行楽シーズンの渋滞に巻き込まれているからです。昭和40年代から50年代にかけて大穴以北に次々と新しいスキー場やホテル、ゴルフ場などが建設され、多くの観光客が来るようになりました。また、昭和60年に関越自動車道が開通し、一層多くの観光客が来るようになり交通量も増えました。冬季間は現在のように除雪体制も整ってなく、消雪設備もないため、大雪のときは除雪が間に合わず動けなくなる車で一晩中渋滞したこともありました。以来、除雪体制は整いましたが、現在でも大雪のときや週末、行楽シーズンは渋滞が起きています。そして、この迂回路建設の要望を決定づけた出来事は、平成14年に起きた大穴小中川の土砂災害です。国道291号線が土砂に埋もれ通行できなくなったことです。この土砂災害により大穴以北の8地区が2日間にわたり孤立したことが現在の要望になっていると思います。その後も、雪による災害も起きています。平成26年の豪雪で大穴、水明荘付近の国道で雪崩が発生し、約70メートルにわたり国道が雪に埋まり通行できなくなりました。雪崩発生直前に車1台走っていたそうなんですけれども、何とか地点を通り抜けて辛うじて難を逃れることができたそうです。発生が早朝だったため通行車両が少なく人的被害はありませんでしたが、時間帯によっては大惨事になるところでした。現在もこの付近は落石や大雨のたびに土砂が流れ出てくる大変危険な場所であり、このような現状は町長も承知していると思いますが、見解を伺います。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 冒頭お話したとおり、災害を受けているという状況は承知をしております。そのほか、県が今現在進めている道路整備については、災害に強い道路基盤の整備ということで災害を事前に防ぐような対策をしていただいている状況です。また、鹿野沢以北

において度々渋滞が発生しているという状況もお聞きをしています。渋滞の多くの原因が、信号機で渋滞が発生しているというふう聞いています。現在は警察及び公安委員会にご協力いただき渋滞発生時には信号機にて交通量の調整を行い、交通渋滞の緩和を図っていただいているというふう聞いております。今後も引き続き関係機関と連携を図り対応に努めていきたいというふうに思います。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

- 4番（阿部 清君） 災害対策においては、県が現在行っているということで、今工事は進めているようではございますけれども、現在渋滞の緩和ということで信号機の調整、先ほど数年前からしているということではございますけれども、これまた先日ちょっと聞いたばかりなんですけれども、混雑しているときのみ青の時間帯を通常より長くして対応しているようではございますけれども、今役場水上支所前の信号と谷川温泉入り口の信号、大変近いです。そのとき信号が青になっても進めないような状況があると聞いております。今後は渋滞が予想される場合は早めの対応をとっていただき、この2つの信号を連動式になるような対応策、そちらのほうを警察の管轄になりますけれども、お願いしていただければと思います。平成20年に一般国道291号線整備促進期成同盟会が設置され、現在ところどころの狭隘部分で道路の拡幅や橋の補修、危険箇所の対策工事が進められています。

先ほど来町長の説明にありましたけれども、大穴工区、大鹿橋バス停付近で2年前より落石対策工事が継続事業ということで進められています。全長205メートルの工事で、現在約3分の1が終わっています。それと同時に、町道鹿野沢大穴線の消雪工事が始まっております。本年度はまだ町道の消雪工事は行っていませんけれども、昨年は通行止めとなっていたため朝晩の通勤時間帯や土日、祝日は渋滞となり特に水上駅を利用する人や学生の送迎の保護者など多くの地域住民が不便を感じています。また、緊急車両の走行の妨げにもなっています。今年にはコロナの関係で交通量は多少減っていますけれども、土日、祝日は渋滞が起きています。交通の円滑な流れのためにも、早期の工事終了を願っていますけれども、その辺の対応をお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

- 町長（鬼頭春二君） 工事予算もなかなか一度に取れなくて、毎年少しずつやっているような現状は、これはどこでも同じなんだというふうに思います。特に水上地区は12月から3月までの間に積雪とか除外雪、さらに先ほどの質問にもあった交通渋滞の発生等様々な問題があります。施工期間が限定されていることから、阿部議員がご指摘のような建設工事で道路利用者に大変ご迷惑をおかけしております。しかし、道路管理における工事は、道路利用者の利便性、安全性のために行う工事でありますので、工事期間中に不便をおかけしますが、やはりご理解、ご協力をいただきたいというふうに思います。

また、主要地方道等においては交通誘導員の配置等を行って、円滑な流れとなるよう対応を進めておりますが、やむを得ず工事用信号での代用とさせていただく場合もありますので、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

議長（小野章一君） 阿部君。

(4番 阿部 清君登壇)

- 4 番(阿部 清君) 冬季間等の関係上、期間が限られているということですが、できればなるべく早く終了してもらえればと思っております。予算の関係上難しいかもしれませんが、この現在291号線の工事進められていますけれども、片側通行のため先ほど町長も言ったように工事信号と昼間は誘導員が配置されています。それにより待ち時間が緩和されていますけれども、工事が休みの土曜日曜に関しては誘導員が配置されていません。これから秋の行楽シーズンに向けて交通量がますます増えることが予想されます。できれば休みの日も誘導員を配置していただくよう土木事務所に対して働きかけをしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

いずれにしてもこの迂回道路の建設は、中部地区、藤原地区の住民の長年の願いであります。近年環境の悪化に伴う異常気象で各地で大きな災害が頻発しており、この地域でもいつ起こるのかと日々不安に思っています。町としても財源確保が厳しい中ですが、危機管理道路と生活道路の両面を含めた道路建設の促進を強く求め、次の質問に移ります。

次に、玉原道路建設促進の動向について質問いたします。

藤原地区と沼田市池田地区を結ぶ玉原道路については、玉原ダム建設当時から両地区の願いとして推進してきた経緯があります。昭和63年11月に沼田市と旧水上町の議員交流会での意見交換会で出た話が始まりだそうです。以来30年以上にわたる推進活動を続けていますが、建設の実現化を図ることはできません。町の事業概要では、玉原道路建設促進期成同盟会活動の円滑化に寄与し、整備事業の実現化を図る今後の方向性としては実現は難しいが最低限の活動は続けるべきと挙げられています。以前、岸町長の取組の中に首都圏のダムを守る玉原トンネルの改革に全力を尽くすと述べられていましたが、後に取組の中で一番できなかったこととしてこの玉原道路建設促進を挙げられています。藤原地区の住民がなぜあそこに道路が必要なのかというと、観光道路はもちろんですけれども、災害時の迂回路として整備が必要と考えています。防災の観点から見解を伺います。

議長(小野章一君) 町長。

- 町長(鬼頭春二君) 玉原道路においては、昭和56年玉原発電所が完成し、昭和63年から旧水上町と沼田市の議員交流会をはじめ、平成11年に玉原越え道路建設促進期成同盟会が設立され、平成20年に現在の玉原道路建設促進期成同盟会に名称を変更して現在に至っているというふうに聞いております。地元の皆さんの要望趣旨ですけれども、やはり防災の観点からは主要地方道水上片品線の1路線のみで災害時に藤原地区の孤立化が懸念をされます。また、観光面の観点からは沼田市の池田地区と藤原地区において様々な観光資源を持ちながらも行き止まりであった道を整備し、観光ネットワークの構築が図られることが期待をされる場所です。このような、防災や観光の観点から沼田市や地元の関係者と連携を図り、引き続き要望活動を継続していきたいというふうに思っています。

議長(小野章一君) 阿部君。

(4番 阿部 清君登壇)

- 4 番(阿部 清君) 今町長からもこの経緯について少し説明を受けたわけですが、今回こ

の質問をするに当たり経緯等について分からないことが多々ありました。また、玉原道路建設促進期成同盟会、藤原地区には玉原道路促進協議会という会がありますが、私はどちらの会にも入っていないため今回期成同盟会の過去の記録を見せていただきました。それによりますと、平成4年に旧水上町長より沼田市長に建設促進についての依頼書が提出され、平成5年に玉原越え道路建設プロジェクトチームが結成されました。平成8年に沼田市議会で玉原道路建設推進に理解を求める請願書が提出され、沼田水上営林署、沼田土木事務所、沼田林業事務所、沼田財務事務所、東京電力奥利根公務所、利根沼田自然を愛する会に協力要請が出され、平成9年に玉原越え道路建設促進期成同盟会設立総会が開催されました。しかし、同年、利根沼田自然を愛する会から玉原道路建設に反対する表明が出され、その後県から建設困難な期成同盟会の活動休止要請が出され、県議会に道路計画中止の請願書が提出されました。これによりまして、当時の小寺県知事から玉原越え道路について自然破壊につながることをするつもりはないと発言がありました。しかし、その後も玉原道路を考える会等による玉原湿原とブナ林の観察が続けられました。平成11年に池田、藤原両地区に玉原道路促進協議会が設立され、同年に池田地区、藤原地区の関係者総勢68名による現地視察を実施されました。平成13年に県議会との意見交換会を実施し、当時の星野巳喜雄沼田市長、腰越孝夫水上町長により県に同盟会参加の要望書が提出されましたが、県は同盟会設立同時に中止要請をした経緯があり、県としては同盟会の参加は難しい、また経済情勢が厳しい中で新設道路は不可能であるとの見解が示されました。平成14年に沼田市長が現地調査を兼ねて視察、平成15年に沼田市建設課、農政課の職員による視察、平成16年に旧水上町議会議員20名による現地視察をしてきました。平成17年に沼田市議会議長、また18年には建設促進協議会の役員事務局のいる視察をしてきました。平成20年にそれまで玉原ダム建設当時の作業道路を活用した道路計画でしたが、その後トンネルを開削しての計画に変わり、玉原道路建設促進期成同盟会に名称変更されました。合併後の平成24年に岸町長、議会産業観光常任委員会、地域整備課の職員による現地視察を実施しましたが、以降、現地視察は実施していません。当時この視察に参加して、現在いる議員は4名のみです。現在町長は玉原道路建設促進期成同盟会の会長をしていますが、8年前の視察のときの職員や議員の顔ぶれも変わっています。今後建設促進に当たり現地視察を行う考えはあるのか、お伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 現在も期成同盟会の活動並びにそれを取り巻く状況というのは、先ほど阿部議員がおっしゃられたとおりなんだと思います。非常に厳しい環境にあるんだなという認識はしていますけれども、ここでもう少し前を見るようなことになってくれば当然現地調査とかそういうものも必要になってくると思いますので、そういう時期を待ちたいというふうに思います。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 時期を待つてということですが、我々議員も現地に足を運んで現場を見ることは非常に重要なことだと思います。今後、当局、町長を含めた中で現地視察の

実施の検討をお願いできればと思っています。

玉原道路建設計画は非常に難しい問題と認識しています。町の今後の方向性も実現は難しいが最低限の活動は続けるべきとなっていますが、最低限の活動とはどのような活動なのか、今後の活動をお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 道路建設促進期成同盟会の活動は当然だと思うんですね。そのほかにも、これは合併当初から利根地方総合開発協会というのがあるんですけども、そこが県への要望活動を取りまとめて県に要望をしています。それには当然玉原道路も入っていますし、そういったことも続けていきたいと思えます。また、群馬県選出の国会議員の先生に要望書をお届けするとかで理解を深めてもらう、そういったことも当然必要になってくるのか、今考えられるのはそれぐらいなんですけれども、できることをやっていきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 本当に難しい問題ですけども、できることはいろいろしていくとのお答えです。いろいろな方法を模索していただき、実現に向けての活動をしていただければと思います。

今年4月、建設計画から6・8年の年月を経て八ツ場ダムの本格運用が開始しました。藤原地区の住民が八ツ場ダムと藤原ダムを対比して述べた言葉があります。八ツ場ダムは藤原ダムと同時期に建設計画が発表された。そして、藤原地区の住民は僅か3か月反対したのみで賛成し、以来次々と大型ダム4個の建設に協力してきた。それにより利根川の氾濫から首都圏を含む関東一円を災害から守っている。一方吾妻川における八ツ場ダムは計画発表から半世紀もの間反対してきた。後に建設対策委員会が発足してからは関連する公共事業の莫大さは驚きである。ダムを想定しての付け替え道路、大きな橋梁工事、住民の移転先造成等、目を見張ることばかりである。藤原ダムは半世紀も前に完成し国のためにもなっているのに関わらず狭隘な谷間に県道1本造っただけ。住民の移転地についてもお粗末なもの。地域にとってこの開発は何だったのだろうと後悔の念にかられている。藤原地区は少子高齢化による過疎地と化して、残念ながら近々滅亡の危機に瀕しているのが現状である。これほどの不公平は民主国家にあるまじきことだと叫びたい。郷土の存亡を思うとき、現政権の地方創生に藤原地区の明日がかかるものと確信し、郷土の発展の兆しとして藤原地区と沼田市をつなぐ玉原トンネルの開削活動を進めたい。夢の実現のような話だか、八ツ場の事象を考えれば決して無理なことではない。同志の理解と応援を切に願うものであるという文であります。このように、藤原地区の住民がどれだけ玉原道路の建設を願っているか分かります。町長には、この思いをどう受け止めるか、また八ツ場ダム建設における関連事業で多くの恩恵を受けた長野原町と今の藤原地区の現状を比べて、町長の見解をお伺いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 藤原地区の住民の思いということなんですけれども、藤原地区には利根川水

系にある9つのダムのうち藤原ダム、八木沢ダム、奈良俣ダムの3つのダムでその他ダムである須田貝ダムを加えると4つのダムが建設されております。その貯水量は、3億8,000トン余りあり、そのダムで発電も行っております。首都圏の水源と電源立地の地区であるというふうに認識をしております。

その中でも、藤原ダム建設においてはカスリーン台風の首都圏からの大洪水から利根川の治水、利水のための計画したダムが住民生活区域において水没区域となり、水没者169戸の協力により建設が進み、利根川の治水、利水に役立っていると思っております。一方、八ツ場ダムにおいても同様に水没者340戸の協力で整備が進められ、今年の台風19号においては群馬県内の利根川沿いの被災を防いだというふうに認識をしております。

恩恵については、それぞれの時代背景の中で一色単に比べられるものではないというふうに思っております。

議長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4番（阿部 清君） 恩恵についてはそれぞれの自治体で違うということですが、やはり交通基盤の整備が遅れている地域は藤原地区でなく全国至るところで人口減少や過疎化が進んでいると思います。もしこの玉原道路が実現した場合、沼田市との交流ネットワークが広がり、藤原地区の経済が活性化され、これに伴い雇用の拡大も期待できると思います。また、定住人口の増加にもつながると思います。大変難しい問題ですが、町長にはこれからも強い意思の下で取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

元国土交通省事務次官を歴任され、県建設業界から支援されている、比例区選出の某参議院議員の利根沼田に寄せる言葉があります。強くしなやかな群馬を創るためには、年間1,500万人余りの観光客が訪れる利根沼田地方を強くすることです。そのためには、沼田市側の県道上発地材木町線とみなかみ町側の県道水上片品線を玉原トンネルの開削で直結し、利根沼田地方を周遊できる道路の建設を推進します。また、首都圏の安全は水源地を守ることです。みなかみ町藤原地区には4つのダムがあり、その総貯水量は3億7,500立方メートルです。これらのダムは利水、治水、電源立地の上から極めて大きな役割を担っており、災害等による土砂崩壊やテロ等による外的破壊活動から守らなければなりません。しかし、未曾有の大災害を被った場合、首都圏や利根川流域の国土が廃墟となり、日本沈没のおそれもあります。この被害を最小限に食い止めるには、他地区からの復旧・復興対策を速やかに行うことで、玉原トンネルの開削は緊要と考えます。国土強靱化計画の中で玉原トンネルの開削を実現し、建設計画があれば全力を尽くすという言葉であります。他県出身の議員であります。力強い言葉をいただいています。町長には、今後も県内選出の国会議員や、利根沼田選出の県議会議員などに強く働きかけをいただくよう求めます。

また、昨年群馬県知事も替わりました。山本知事の考え等も聞いていただき、沼田市の横山市長との連携を強化していただき、再度県に同盟会参加の働きかけをしていただければと思いますので、そのような考えはいかがでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 現在、玉原道路建設促進期成同盟会には昨年度から利根沼田振興局の沼田土木事務所長がオブザーバーとして昨年度から参画をしていただいたところです。今後も県にもご協力をお願いしていきたいというふうに思っています。

議 長（小野章一君） 阿部君。

（4番 阿部 清君登壇）

4 番（阿部 清君） 土木事務所の所長がオブザーバーということで参加しているということですが、けれども、県知事のほうに声をかけていただいて、山本知事の考え次第ですけれども、知事の参議院時代の人脈等フルに活用していただければまた方向性も変わってくるのかなと私は思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

長年の地域からの要望と整備事業の実現化を図るためにも沼田市とのみなかみ町のネットワークの構築、また有事の際危機管理上必要な路線と考えます。どうか今後も国、県に強く働きかけをしていただき、実現に向けての活動を続けるようお願いし、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（小野章一君） これにて、4番阿部清君の質問を終わります。

通告順序3 6番 窪 田 金 嘉 1. 観光振興を考える

議 長（小野章一君） 次に、6番窪田金嘉君の質問を許可いたします。

窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6 番（窪田金嘉君） それでは、6番窪田。

議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

今回は、観光振興を考える。私の土俵なのでちょっと厳しいかもしれませんが。

私は、昭和48年に東京中野から猿ヶ京に移り住んで来ました。当時の猿ヶ京温泉は、飛ぶ鳥を落とす勢いで各旅館の経営者の鼻息の荒さに僕は本当にびっくりしました。水上温泉も温泉街を歩くと、ちょっと肩がぶつかったり、笑い声と下駄の音でうるさかったのではないかと思います。あれから47年が経過しました。日本の復興とともに繁栄してきた温泉観光地もその役割を終わろうとしています。新しい温泉観光地に生まれ変わる必要があります。その表れとして、2019年の町民の平均所得額が利根沼田地域で最下位になっております。前回、2018年はみなかみ町は30位、片品町が32位で最下位でしたが、現在はみなかみ町が32位で県内35市町村中ある中で4番目です。片品村も草津町もみなかみ町の上になってしまいました。みなかみ町の下には、神流町、南牧村、上野村だけです。これが現実です。そろそろ本気で町民の所得向上を施策に盛り込むことが必要ではないかと私は考えております。

そこで質問です。

私が今説明しましたとおり、利根沼田地域5市町村の中で2019年の年間所得額が一

番低いのですが、本当でしょうか。実は驚いていますが、納得はややしております。お願いします。

議長（小野章一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 窪田議員のご質問にお答えをいたします。

窪田議員おっしゃるとおりです。おっしゃるとおりちょっと全体的な話をさせていただきますけれども、2019年度各自治体平均所得につきましては、総務省発表の統計資料を基に市区町村別の課税対象所得の総額を納税者数で除した額を平均所得として規定して算出をしています。みなかみ町の平均所得は246万9,391円で、全国では1,741市区町村中1,502位、群馬県内では32位です。利根沼田地区の他市町村と比較しますと、昭和村295万5,429円、沼田市の279万6,409円、川場村の257万3,637円、片品村の249万1,421円に次いでみなかみ町というふうになっています。議員のご指摘のとおり最も低い水準です。平均所得が低い要因の1つとしては、高齢者世帯の全体に占める割合が増加していることが挙げられるのではないかなというふうに思っています。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 町長は、町民の平均所得が利根沼田地域で最下位のままでいいとは全く思っていないと思います。そこで、ちょっと考えたんですが、群馬県で1位の高崎は333万1,084円で全国で1,718市町村中のランキングが229位です。みなかみ町との差が86万1,693円、月に直しますと7万1,808円です。ですから、月7万円を目標に町民の所得を上げることを考えたんですが、ややちょっと難しいんです。そこで、ちょっと5万円みなかみ町民が1人5万円程度の収入を増やすことを考えてみますと、机上なんですけれども、机上の空論になってしまうかもしれませんが、群馬県内で4位なんです。高崎、前橋、太田、次いでみなかみになるんです。これをちょっと目標にしたいなと思ひまして考えていましたら、この話をすると亡くなった鈴木前町長が新治村長時代に、やはり村民の所得向上をというのを僕と話し合ったことがあるんです。それを思い出しまして、そしたら今回株式会社たくみの里の役割の中に年金プラス60万円構想継続という説明を受けた。で、僕はびっくりしまして、鈴木前町長の意思がいまだに脈々と生き続けているなとうれしくなりました。そうしますとたくみの里も一つ加わるようになります。町民1人当たりが月5万円の所得を実現するためにじゃあ、どうしようかなと考えたんです。町民は今1万8,405人ぐらいですか。そうしますと、9億2,000万円程度。世帯にすると7,955世帯ぐらい、としますと3億9,700万円、これを小さな拠点づくりを進めることに1年間の年間売上げ額の推定が2,400万、月額200万ぐらいを想定しますと、人口で試算すると38か所つくらないといけない、世帯数でいくと16か所なんです。今言ったようにたくみの里が1つ加わったので15か所つくればいいのかないかなということをおもひまして、じゃ、どういうものを原資にするか、つまり、商材にするかというのが一番決め手になります。そういうことをいろいろ考えまして、私は議員ですからできれば

推進母体が議員の中で3つありますから産業観光常任委員会が母体になって頑張ればいいんじゃないかと、観光商工課総合戦略、観光協会、商工会、あと地元の若手事業家が集まって組織を作ったらいいんじゃないかという思いをしたんです。特に、町長が後押ししてくれると鬼に金棒かなと、お願いしたいというふうに思っています。総合戦略基本目標2には、魅力的で安定した雇用を創出するとあります。町民の所得向上には、稼ぐための核が必要になります。そのために法人化を目指すべきと考えています。国も法人化を積極的に推進しております。その表れとしてまち・ひと・しごと創生総合戦略政策パッケージに、地域再生推進法人、特定地域づくり事業協同組合の記載があります。

そこで、お聞きします。

国は、地方が豊かになるためには稼ぐ力を培うことが重要であるとし、そのためには法人化が不可欠としています。町は平成28年度に地域DMOを設立した経緯がありますが、町として観光振興を成功させるためには法人化が必要不可欠と考えていますか。考えていないのであれば、どのように観光振興策をお考えですか。よろしく願いいたします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 現在の観光振興を中心に実践しているのは観光協会ですが、みなかみ町観光協会は平成19年4月1日に旧3町村の観光協会が合併し新たに設立され、平成23年4月1日に一般社団法人の認可を受け法人格を得ております。平成28年2月26日にDMO登録法人となり、平成30年3月30日に観光庁に認可され登録法人となった以降も収益事業や各種の観光事業を続けております。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 国が提案している小さな拠点づくりには、雇用創出が期待できる法人化と制度に積極的に取り組むと明言しています。今回、新型コロナウイルス感染で町の観光業は本当に大打撃を受けました。従来の考え方を一変させて、みなかみ町独自の観光振興戦略を練るよいチャンスと捉えてはどうでしょうか。

そこで質問です。

内閣府地域活性化推進室において、地域再生推進法人制度を推進しています。どのような制度でしょうか。また総務省、自治行政局、地域力想像グループ、地域自立応援課地域推進室において、人口急減地域特定地域づくり推進法に取組んでおります。特定地域づくり事業協同組合はどのような組合ですか。また、どのような内容ですか。それぞれの特徴及び違いをお聞きします。

また、内閣府地方創生推進事務局は、地域運営組織の形成及び持続的な運営や地域での雇用創出に向けて小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に出資した場合の出資者に対する所得税の特例措置の活用促進により、地域運営組織の資金調達力の向上を図るとしています。

町として、国が推進している地域の雇用創出に向けて小さな拠点の形成に資する事業による所得税の特例措置をどのように活用し促進させていくのか、地域再生推進法人や特定地域づくり事業協同組合の出資者への支援は町として可能なのでしょうか。よろしくお願

いします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 地域再生推進法人制度は、地方公共団体が補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織としてNPO法人や一般社団法人、社会福祉法人等の非営利法人を地域再生推進法人に指定することができるという制度です。指定を受けた地域再生推進法人の業務としては、地域再生の事業を行うものに対する情報提供や相談、援助、地域再生計画に記載されました事業の実施または当該事業への参加、地域再生計画に記載された事業に有効に利用できる土地の取得、管理及び譲渡。地域再生の推進に関する調査研究等があります。地域再生推進法人の指定の主なメリットとしては、特定地域再生事業費補助金の交付が受けられることや、地域再生計画に記載された事業を行う場合において、当該事業に活用する土地の取得を行うときは公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定による届出義務が免除されるということが挙げられます。

近隣の事例については、沼田市が少子高齢化人口減少対策に官民協働で取り組むため廃校になった小学校施設を建設事業者等で構成される一般社団法人に貸与し、建設業における職業訓練の場として活用し、即戦力の技能者を育成することで建設業における技能者の確保と市内建設業への就職による若者の定着を目指しております。

特定地域づくり事業協同組合とはどのような組合ですかと、どういう内容かというご質問ですけれども、特定地域づくり事業協同組合制度は地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律を根拠法といたしまして、人口急減地域において対象団体となる中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合がマルチワーカーの派遣等を行う事業に対して労働者派遣法に基づく労働者派遣事業を許可でなく届出で実施することが可能となる特例措置や、派遣職員人件費などの組合運営費に対して2分の1を国と市町村が財政支援をするものだということでございます。地域再生推進法人制度と特定地域づくり事業協同組合制度におけるそれぞれの特徴と違いについてですけれども、地域再生推進法人制度は、コミュニティ再生などのノウハウを蓄積した一般社団法人等が公有地などを活用した事業実施により地域の再生と雇用の創出を目的としているものだというふうに認識しています。特定地域づくり事業協同組合制度は、地方の大半が人口減少地域となっていることから、都市から地方へという働き方や人口の流れを変え、人口急減地域の人口を回復させるため地域にある民業組織を事業協同組合が人材教育によって支援することを目的としているものというふうに理解をしています。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 沼田市……

議長（小野章一君） 窪田君、マイクをちょっと自分の方へ向けていただけますか。はい、いいですよ。

6番（窪田金嘉君） 沼田市ももう既に実行しているんですかね。そうしますと、国が推進している地域再生推進法人はみなかみ町で設立できますか。それから、設立する考えはありますか。地域再生推進法人になれる法人は言われたとおり一般社団法人の記載があります。観

光協会もみなかみ農村公園公社も一般社団法人です。よろしくお願ひします。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） いずれにいたしましても、この制度につきましては国の制度でありますから、みなかみ町はできないということではないんだと思うんです。ですから、やはり今後研究していくべき事項だという認識でおります。

議 長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6 番（窪田金嘉君） この地域再生推進法人というのは、各地域に一般社団法人を設立して、町長の許認可を得て地域に稼ぐ拠点をすることが可能なんです。町長が認可する、これが決めてです。ですから、国も推進している法人制度ですから、町として支援体制を整えていただければありがたいと思います。地域再生推進法人を16か所つくれば町民の所得向上と生活の豊かさが実現できると私は思っております。

次なんです、もう一つの特定期域づくり事業協同組合は設立できますか。また、設立する考えはありますか。人口急減地域特定期域づくり推進法の対象になる地域人口の急減に直面している地域とみなかみ町はされているわけですから、みなかみ町は対象だと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 先ほど、地域再生推進法人もそのあとの特定期域づくり事業協同組合も、これはあくまでも地域再生推進法人または特定期域づくり事業協同組合になろうとするものが実施するとしても、やはりその対象組合が意思表示をするのに、こういったことがやりたいんだといったことが出てこない調整しようにも何もできないわけです。自治体に申請を行うということになっていきますので、当然町は申請が上がってくれば当然審査もしていかなければならないというふうに思いますし、いずれにしてもどういふ皆さんがメリットを感じて申請をしてくるかどうかということもありますが、やはりいろんな組織の対象組合の意向とか調整も必要になるということで、かなり時間がかかるかなという感じはしています。

議 長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6 番（窪田金嘉君） 地域再生推進法人は何か、僕は割と簡単かなと思うんですが、特定期域づくり事業協同組合は知事が許認可ですから、もろもろの事業者も集まらなければいけないので少し時間もかかるし難しいと思うんです。ですから、私は地域再生推進法人を進めたいと思っておりますけれども。

次の質問なんです、次の質問は、若者雇用促進法の制定の背景には少子化に伴う深刻な労働力人口の減少があります。みなかみ町は早晩この難問に直面すると思います。若者への受皿づくりが急務です。地域再生推進法人がその役割を担っています。若者雇用促進法第4条、5条、6条には、若者が適切な職業選択を行い、能力や希望に応じた就職の機会を得るために地方自治体の責務、連携、協力について規定されております。

そこで、質問なんです、法人化の推進は町内へ若者を呼び込む施策の一つです。観光

業の振興を踏まえて若者雇用促進法をどのように導入し、若者が次世代を担う存在として観光関係で活躍できる環境整備に向けてどのように取り組んでいくのでしょうか。お聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 若者雇用促進法の主な内容は、1つ目は平成28年3月1日に施行されました職場情報の積極的な提供として新卒段階でのミスマッチによる早期離職を解消するため労働条件を的確に伝えることに加えて、若者雇用促進法において平均勤続年数や研修の有無及びないといった就労実態等の職場状況も併せて提供する仕組みを創設。2つ目なんですけれども、2つ目は同じく平成28年3月1日に施行されましたハローワークにおける求人不受理としてハローワークにおいて一定の労働環境や法令違反があった事業所を新卒者などに紹介することのないようこうした事業所の新卒求人を一定期間受け付けない仕組みを設けています。3つ目に、平成27年10月1日に施行されたユースエール認定制度として若者の採用、育成に積極的で若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業について厚生労働大臣がユースエール認定企業として認定する制度を創設をしています。

町といたしましても法人会員が265社が加盟している商工会と連携して町内業の認定に向けての情報提供をしていきたいというふうに思っています。

また、観光協会による観光人材育成委員会においては、町内企業に採用された方を対象に同年代の交流促進を図るため令和元年度は約20名の参加による合同入社式やラフティング体験等懇親会を実施しております。

また、新人中堅リーダー向けセミナー、利根商業高校でのワークショップを開催して町内での雇用促進と離職率ゼロを目指して活動をしています。今後もこのような取組を通して若者が活躍できる環境整備に向けて支援していきたいというふうに思っています。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） いろいろ制度で推進していただいているんですが、観光関係の若者雇用に関しては、私は現実的に旅館のおやじなので労働条件が非常に厳しいです。宿泊業の宿命なんですけれども、労働時間がまず長いです。それから、仕事が比較的きついです。賃金は安いんです。私みたいな男は役に立たない、不向きなんです。そういう条件で、さらに旅館は今経営難でそれが追い打ちで雇用がなかなか厳しいということで、若者の雇用には根本的な解決策が必要だと思っているんです。

その解決策の一つなんですけれども、この話をすると町長驚かれると思うんです。観光振興の担い手を確保するための一つのアイデアとしての提案です、提案。でも、きっと町長否定すると思いますし、そんなことは無理だと言うと思うんですが、ただし、しかしです、第2期総合戦略の合計特殊出生率2.1を明記しているんです。国は2.07を明記しているんです。その合計特殊出生率を2.12とした場合、どうしても第3子を生まない限りは2.1にはならないんです。で、第2期総合戦略に記載されているとおり、子供を生まない理由は晩産、晩婚です。この問題には隠された問題がありまして、ダブルケアという育児と介護があるんです。女性の大きな負担になっているんです。親の介護と子育て

です。これが重なりまして、3番目の子供を欲しても生めない状況になっているんです。もう一つは、経済的な面です。3番目をつくりたくてもなかなかつくれない。それは、1995年を境に共稼ぎが増えたんです。それは当然日本の経済が下降傾向になって、夫一人での稼ぎでは全く生活がおぼつかない、そのために子供をつくりたくてもつくれないというのが今の現状です。もう一つは、あとは住宅事情もあります。個室を造るとか、3人いると。そういうことから、子供を生めない環境を整えるには所得向上を目指す地域、稼ぐ地域づくりを実現することで僕は解決すると考えています。お金で解決できるのであれば、知恵を絞ればいいんじゃないかと。税金の流れを変えることで実現への道があるのではないかと。税金の流れを変えるには法人化がその一つだというふうに僕は考えております。

そこで、ノーと言うであろう質問をしますけれども、観光振興は働き手の確保が重要です。町内在住の夫婦が第3子を生んだ場合に、毎月20万円を給付する施策はどうでしょうか。原資を生み出せばどうにでもなるはずなんです。ただこの施策の実現には所得の格差とか、片親家庭とか、給付年金限度額とか制限とか、給付金の利用方法等のもろもろの解決が必要であります。実現できれば確実に子供の数は増えていくと思います。情報はあつと言う間に広がります。この施策は町長が目標にしている人口減少に歯止めをかけるというのが実現できると思います。どうでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 第3子を生んだ場合に、毎月20万円を給付したらどうかというご提案だと思いますけれども、今現在町の子育て支援が県内の他市町村と比較しても手厚くなっているという認識をしております。現在のところ検討する考えはありませんが、ご質問の趣旨であります少子高齢化対策と生産年齢人口の増加を促すには社会動態と自然動態の推移を踏まえて取り組む重要な課題であるというふうに認識しております。これ議会の総意でこういうことをやれという提案でございましたら真剣に考えたいと思います。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） この大胆な施策は町長としても若干尻込みすると思って最初から聞いているんですが、おっしゃるとおり自然動態と社会動態が同時に解決できる策というのはなかなか思いつかないんです。この施策は国が合計特殊出生率2.07を目指して、町が2.1を目指す具体策の大胆奇抜な一つだと思っているんです。やはり2.1という数値は第3子が生まれる環境づくりが不可欠ですから、やはりそこをしっかりと考えていただいてどうすべきかというのを今後やっていただきたいと思うんです。今の大胆な話で3子が生まれて家庭に20万円を支給するというと年間240万円です。例えば、3子が100人生まれたと仮定すると2億4,000万円かかるんです。この計算は5大家族が100世帯できるわけです。すぐに100人の3子が生まれるわけじゃないですから、徐々に予算を計上していけばいいと思うんです。この施策を実現するには2億4,000万円のまず原資が必要であると、で、ただ依存財源60%前後の行財政運営をしているみなかみ町としてはなかなかお金をどこから税金を引き抜くかというのは町長頭が痛いと思うんですが、た

だこの施策はただで税金を投入するわけじゃないんです。若い夫婦が100世帯というのは固定資産税、所得税、町民税を支払い前回の話のように総務省の計算による1人当たりの年間消費額132万円、これを計算すると机上ですけれども、6億6,000万円の消費が生まれるであろう。それから、税金も前回400人減って400万円から500万円というのを出しましたよね。だから、500人だと600万円の税収、増税が期待できるのではないかなと思っているんです。もう一つは、この施策当然話題になりますから、報道関係は黙っていません。一度に近隣から移住してくる可能性も視野に入れなければいけませんし、国も注目をすると思います。ただし、これに一番問題は、どのように原資を生み出すかというのが一番成功の鍵なんです。これ原資さえ生み出せば偉業なんです。でも原資を出さないで万が一実行した場合には、あまりにも奇抜で非難ごうごうの可能性は十分あるんです。それを十分に踏まえてちょっとしゃべっているんですけれども、あとは住宅の問題とかもろもろがありますが、基本的には僕が今根底に考えてしゃべっているのは、小さな拠点づくりが国の施策であって、地方自治体はその拠点を稼ぐ拠点につくり上げていくというのも国の施策なんです。この稼ぐ拠点づくりを進めていきたいと考えているので、町長の協力を得て法人化、さきほどの地域再生推進法人につながるんですが、加速させたいと思っています。そういうことです。

次なんですけど、法人化と今言っていて、観光協会が一般社団法人になりました。一般社団法人は収益事業が可能な法人です。収益事業に取り組まない一般社団法人はないんです。ありません。なぜ一般社団法人と公益法人に分けられたか。公益法人改革の経緯をご存じだと思うんですけれども、観光協会が旧態依然とした何の疑問もなく運営していることが時代におかれているのではないかと私は今思っています。

そこで質問です。一般社団法人みなかみ町観光協会は、観光商工課、総合戦略課、商工会と同じような体質であり、同じような業務内容に携わっているように見えますが、仕事内容にダブリはないのでしょうか。あるとしたら原因があるはずで、その原因は何だと思われませんか。また、一般社団法人の特性を生かした収益事業運営をしていただければと思いますが、今後どのように運営していくのでしょうか。よろしくお願いします。

議 長（小野章一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 観光協会の業務は、国内外の旅行者に選考される魅力あるコンテンツの開発、強化するための取組やソフト面での受入れ環境整備など、データに基づく誘客戦略を基本としております。町は主に景観、遊歩道等の社会資本整備、案内看板、無料Wi-Fiの整備等ハード面での受入れ環境整備を行って中・長期的な視点で取り組んでおります。DMO登録から4年が経過し、事業推進した中で業務内容の重複や漏れなどがいないか現在再確認を進めているところであります。

今後の運営についてですけれども、国が提唱するDMOの役割としては、多様な関係者の合意形成と戦略策定、進捗管理、地域の一元的な情報発信等が挙げられている一方で、稼げる仕組みづくりについての具体的な取組が明確にされておられません。こうした取組や地域の観光事業者のDMO構成メンバーが視察なりそれぞれが連携して取り組むことが前提とされています。DMOはマーケティング調査やそれに基づくビジョンの作成、効果的

な情報発信、効果測定等を担うことが重視され、実際の稼ぐ役割は地域の中の事業者が担うといった形が取られております。

一方、観光で地域が稼げる仕組みづくりについては、民間の取組がベースとなりますが、人材、ノウハウ、資金が必要な中、地域の事業者が実際に稼ぐ役割を担うには多くの課題があります。DMOの成果がなかなか表れない要因の一つとなっているというふうに感じています。みなかみ町観光協会は、みなかみ版DMOがスタートして以来、観光振興における大きな役割を担っていただいております。今後も財政支援や人的支援は必要ですが、補助金等支援の成果をしっかりと検証し、必要があれば財政措置を講じていきたいというふうに考えております。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 分かりました。観光協会の働き方の改革は検討する、そういう理解でいいですかね。

次の質問ですが、第2期総合戦略に対する質問なんですが、第2期総合戦略に記載されているKPIをKGIに進める施策実行において具体的な策があまり僕は見えないんです。総合計画ではなく、総合戦略の名称になっているにも関わらず戦略が抜け落ちているように見えるのはなぜでしょうか。戦略がなければ計画は作れません。計画がなければ実行できません。マーケティングを論じている次元ではないのですが、そこで質問です。

みなかみ幸せ創生本部で策定した第2期総合戦略にはマーケティングの構築、マーケティング体制の確立とありますが、マーケティング理論は誰のマーケティング理論を参考にして構築体制の可決をしたのでしょうか。第2期総合戦略には、観光の振興においてニーズとシーズの重要性がしっかりと理解して策定されているとは思えないのです。また、一般社団法人として法人化した観光協会もこの第2期総合戦略に沿って企画運営していくと思いますが、観光協会のニーズやシーズとは何かをお聞きます。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 誰のマーケティング理論を参考にしたかについてですが、現在は海外などにも複数の考案者がおられますが、特定の方の理論を参考にしたものではありません。マーケティングとは企業や組織がグローバルな視野に立ち、顧客との相互理解を得ながら行う市場創造のための総合的な活動というふうに理解をしています。

観光協会のニーズは消費者が観光協会に求めているもので、シーズは町の観光資源や観光協会が持っている人材やノウハウと理解をしております。観光協会はデータに基づいた情報の発信や誘客に向けた戦略の策定を主な業務としておりますが、町の豊富な観光資源を観光協会に所属いたします宿泊、飲食、アウトドア、スキー場など多種多様な業種の人材やノウハウ、アイデアにより新商品を開発し市場に提供するなどの取組がさらに促進されればニーズとシーズをバランスよく近づけることが可能だというふうに考えています。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） じゃ、特定の教授とかそういう人の理論を取り入れているということではな

いんですよね。僕個人的に言いますと、フィリップ・コトラーが2010年に3.0、それから2014年が4.0という世界があるんです。それでやった経緯が、経営学はピーター・F・ドラッカーの断絶の時代を50年前に、大体そんな感じで僕は生きてきたんですが、じゃ、いろんな人のマーケティング理論ということでもいいですよ。

昔を思うと百貨店に遊園地があったり、それから今回としまえんが閉館しましたでしょう。あれはなぜか。やはり時代は時々刻々と変わっている。時代に合った生き方をしなければ残念ながら温泉観光地も消滅してしまうんです。みなかみ町の温泉観光地が生き残るには自然環境を生かしたり、温泉街の役割を見直したり、旅館の設備整備を改善したり、おもてなし体制づくりを確立したり、記憶に残る料理を作ったり、地域の商店をどのように繁栄させていくか、もろもろの課題というのは物すごく急務なんです。みなかみ町の観光、フィリップ・コトラー、僕の学んだ、2014年に提唱しているマーケティング4.0では新規顧客に目を向けるのは当然は当然なんですけれども、さらにその上以上に常連顧客を大切にする具体的な戦略というのがとても重要と書いてあるんです。温泉観光地が生き残れるには常連顧客にいかに愛される温泉観光地にするかということです。その具体的な策が不可欠なんです。それが今欠けているんですけれども、ないんです。勝っているところは持っているんです、それを。MINAKAMI HEARTカードもその役割だとは思っているんですが、ちょっと少しもうちょっと練る必要があるなという、全体的に作り上げる。常連顧客のサービスの原資、サービスするわけですからやはりお金がどこから出ないと。その原資のつくり方、捻出の仕方がとても重要と考えています。この辺が観光振興の課題かなと。で、これを克服すれば勝つかなというふうに僕は思っています。

次です。旅行の形態の話ですけれども、観光の振興ではマスツーリズムとニューツーリズムの理解がとても重要なんです。第2期総合戦略の策定においてマスツーリズムとニューツーリズムが理解されて、整理されていないような感じで書かれているんです。みなかみ町は観光客数がものすごく減少している現状で、マスツーリズム、ニューツーリズムとは何かを問う必要があるんです。マスツーリズムは何か、ニューツーリズムとはどんな内容か、このことを理解して今観光商工課、総合戦略課、観光協会が連携してうまく取り組んでいると思うんですけれども、私から見るとやや時代遅れで行政主導型で、それでもうまくやれば観光客数の増加に結びつくであろうと思っています。行政の仕事内容、紙ベースで何となく重複しているように見えますし、同じような視点で業務内容が遂行しているように見えるので、もしかするとすべき業務が漏れているのではないかと、そんなような気がします。その辺はどうかと。それが質問です。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） マスツーリズムとニューツーリズムを理解していないんじゃないかというご指摘ですけれども、マスツーリズムとは旅行会社によるパッケージ化された団体旅行など大衆化された観光行動を指して、現在においても観光ツーリズムの大勢を占めているというふうに思っています。これに対してニューツーリズムとは、日本の観光施策として観光庁が提起したもので着地型観光とも呼ばれています。ニューツーリズムは、様々な観光スタイルを含みますが、総じて言えるのは体験型コンテンツをテーマとした新しい観光スタ

イルというふうに理解しています。現在の消費者は主にインバウンドでのニーズはマストゥーリズムからニューツーリズムへ大きく移行してきているというふうに思っています。

今後は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もありこの現象はさらに進行するのではないかというふうに思います。このような状況を踏まえ、町と観光協会関係者が連携し環境整備や新たな着地型商品等の開発に取り組むことが求められていくというふうに感じております。

議長（小野章一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） そのとおり、町長がおっしゃるとおり、日本におけるマストゥーリズムはしばしば団体旅行という同義語というふうに、それからまたニューツーリズムは着地型観光、体験型コンテンツをテーマにした新しい観光スタイルというふうになっているんです。ですけれども、このどうも第2期総合戦略の内容を読みますとみなかみ町の観光振興、観光業の振興の進むべき方向性が定まっていられないように見えるんです。観光立国、みなかみ町の観光業を本当に理解しているのかなというところで、観光業は生き物なんです。日々戦っている我々の意見も多少聞いていただいて、前へ進めていただくとうれいなというふうに思っています。

次の質問なんです、これは岸前町長が推進した事業だと思うんですが、今の時代には民間会社と協力体制がとてもしない、重要だと思っております。まち・ひと・しごと創生総合戦略にもスポーツ庁参事官地域振興担当国際課がスポーツ、健康まちづくり、スポーツを生かした経済と社会の活性化、スポーツを活用した経済の活性化という記載があるんです。

そこで質問なんです、みなかみ町は株式会社デサントとみなかみデサントスポーツタウンプロジェクトというのを確か立ち上げたと思うんです。みなかみ町はスポーツタウンとして息づく町に変貌し、集客がさらに図れるように相互協力していくと確かうたっていたと思います。2011年8月15日に合意して10年が経過した今、みなかみ町はスポーツタウンとして変貌したのでしょうか。また、みなかみ町に対する株式会社デサントのマーケティングの戦略はちょっとお聞きしたいなと思っております、いかがでしょうか。

議長（小野章一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） デサントジャパン株式会社との連携事業についてですが、議員ご質問のとおりみなかみ町がデサントジャパン株式会社とみなかみデサントスポーツタウンプロジェクトに関する覚書を取り交わして10年が経過いたしました。この間覚書に基づき推進した連携事業といたしましては、毎年恒例となっておりますデサント藤原湖マラソンへの特別協賛、すこやかキッズスポーツ塾の開催、アウトドアデイズジャパン東京への共同出展など様々な共同の取組を実施してまいりました。特に、デサント藤原湖マラソンやすこやかキッズスポーツ塾の開催に当たりましては元オリンピック選手をゲストランナーや塾長としてデサントから派遣していただきイベントを盛り上げていただくなど、参加者とトップアスリートとのスポーツ体験機会の創出にも寄与していただきました。また、連携の効果

としてイベントの集客数をプロジェクトの取組前後で比較しますと、デサント藤原湖マラソンにつきましては、デサントジャパン株式会社による特別協賛前の平成22年第53回大会にはエントリー数が1,273名でありましたが、翌年以降大会名にデサントの冠がつき特別協賛をいただいたことで大会のブランド力が高まり参加者が年々増加し、令和元年の第62回大会ではエントリー数が1,701名へと増加をしています。さらに、毎年5月東京の代々木公園で開催され、約14万人の集客があるアウトドアデイジャパンへの共同出展では町のアウトドア連合会にもご協力いただき、園内に大型プールを設置し当該イベントの目玉アトラクションとなるラフティング体験を行うなど、観光誘客を目的とした町のPRを実施しており、毎年メディアにも大きく取り上げられております。いろんなことをこうやってやってきていますけれども、様々な意味で効果は出ているというふうに認識しています。

議長（小野章一君） 窪田議員に申し上げます。時間となりました。まとめて一言。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） これから佳境に入るところで残念です。ありがとうございました。

議長（小野章一君） これにて、6番窪田金嘉君の質問を終わります。

散会

議長（小野章一君） 以上で本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。

明日9月9日は午前9時より一般質問を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

（15時03分 散会）